日本化学産業株式会社

証券コード：4094

第96回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2021年６月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所 東京都荒川区東日暮里５丁目50番５号
ホテルラングウッド２階「鳳凰」

※開催時間及び開催場所が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意願います。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

目 次

第96回定時株主総会招集ご通知 …… 1

（添付書類）

事業報告…… 3
連結計算書類・計算書類…… 24
監査報告書…… 28

（株主総会参考書類）

第１号議案　取締役９名選任の件…… 33
第２号議案　会計監査人選任の件…… 39
第３号議案　役員賞与支給の件…… 40
第４号議案　第六回信託型ライツ・プラン設定のために特に有利な条件で新株予約権を発行する件 … 41

(証券コード4094)
2021年６月７日

株　主　各　位

東京都台東区下谷２丁目20番５号
日本化学産業株式会社
代表取締役社長　柳　澤　英　二

第96回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況が続いておりますので、株主の皆様には健康状態にかかわらず、ご来場は極力お控えいただき、書面により議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**
　書面による議決権行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、**2021年６月24日（木曜日）午後５時40分まで**に到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2021年６月25日（金曜日）午前10時
2. 場　　所　東京都荒川区東日暮里５丁目50番５号
ホテルラングウッド２階「鳳凰」
（開催場所が昨年開催した第95回定時株主総会と異なります。ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第96期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第96期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　会計監査人選任の件
第３号議案　役員賞与支給の件
第４号議案　第六回信託型ライツ・プラン設定のために特に有利な条件で新株予約権を発行する件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎　当社は、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nihonkagakusangyo.co.jp/）に掲載しておりますので、株主総会招集通知添付書類には記載しておりません。

①事業報告の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備及び当該体制の運用状況」②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告および連結計算書類または計算書類の一部であります。また会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

◎　本招集ご通知添付書類の事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（https://www.nihonkagakusangyo.co.jp/）において、修正後の事項を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

＜新型コロナウイルス感染防止への対応について＞

○株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。

○会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申しあげます）

○本総会の議事は、円滑な進行となる方法を検討し、例年よりも短縮させていただく予定です。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。

○新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開催時期を変更させていただくことがあります。新型コロナウイルスへの新たな対応その他変更が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（https://www.nihonkagakusangyo.co.jp/）より、掲載させていただきますので、ご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。

［添付書類］

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2020年４月１日～2021年３月31日）におけるわが国経済は、昨年度後半からの米中貿易戦争の影響に加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大（以下、コロナ禍といいます。）により、海外経済が急激に落ち込み、国内外の経済活動が大きく制約を受けました。その後、コロナ禍が一旦収束に向かった年半ば以降、日本を含め世界的に経済活動が再開され、輸出及び国内外の自動車需要が回復したこと等を背景に徐々に持ち直しました。しかしながら、冬季に入り、再度のコロナ禍が想定以上に拡大し、日本においては緊急事態宣言が再発出される状況に加えワクチン接種も進まないことから、一向にその収束の目途が立たず、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは様々なコロナ感染防止策を講じ、第一に生産活動等に支障を及ぼさないように努め、現時点においても各事業拠点の操業に影響は出ておりません。また、厳しさを増した事業環境のなか、業績の再浮上を図るべく、新製品・新規用途開発品を中心とした販売・生産数量の確保・拡大及び新規ユーザーの開拓に取り組むとともに、コスト・経費の引き下げ、ＩＴを活用した業務の効率化、生産拠点や生産工程の最適化等の生産性向上による価格競争力の向上と低コスト体質の強化にも引き続き取り組んでまいりました。

業績につきましては、第２四半期までコロナ禍の影響を主因に需要が激減し、営業活動も大きく制約を受けたことから業績が低下し、2020年10月には売上高の通期予想につき下方修正を迫られ、その後が懸念されましたが、第３四半期以降は、経済活動の向上とともに需要が徐々に回復したこと、薬品事業における非鉄金属相場の上昇等により、当連結会計年度の当社グループ全体の売上高こそ前期比1,879百万円 8.7％減の19,642百万円となりましたが、営業利益はコロナ禍による活動経費の減少等もあり前期比13百万円 0.6％増の2,388百万円、経常利益は前期比23百万円 0.9％増の2,601百万円まで回復しました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比133百万円 6.8％減の1,843百万円となりましたが、これは前連結会計年度の特別利益には福島第一工場の生産設備に対する補助金収入を計上したことによります。

事業別の状況は以下のとおりです。

薬品事業は、引き続き厳しい事業環境下、ウェブを活用した商談を行う等、一定の制約の中で営業活動を再開し、第３四半期以降、前述の事業環境回復に伴い、非鉄金属相場が大幅に上昇し、全体的な需要も回復基調となりましたが、コロナ禍以前の水準までには到達せず、第２四半期までの販売・生産数量の落ち込みによる業績低下を補うことはできず、売上高は前期比1,570百万円 8.8%減の16,180百万円となりました。そのうちの海外売上高は、前期比228百万円 7.9%減の2,676百万円（連結売上高の13.6%）になりました。利益面では、第３四半期以降の非鉄金属相場の大幅な上昇に加え、生産・販売数量も幾分持ち直し、コロナ禍による活動経費の減少を含むコスト・経費引き下げ及び一部生産性向上も実現できたこと、タイ子会社の主力製品の売上改善により、営業利益は前期比182百万円 9.6%増の2,091百万円となりました。

建材事業は、昨年度まで業績は堅調に推移しており、更なる業績拡大のため、販路拡大、非住宅分野への進出にも取り組んでまいりました。年半ば以降の営業活動の再開とともに第２四半期後半から徐々に主力の住宅建材を中心に回復に向かい、薬品事業と同様にコロナ禍による活動経費の減少を含むコスト・経費引き下げは実現できたものの、第２四半期までのコロナ禍による住宅着工の遅れや当社及び取引先の営業活動が制約を受けたことに加え新製品等も伸び悩んだことから、売上高は前期比308百万円 8.2%減の3,461百万円、営業利益も前期比155百万円 14.4%減の927百万円となりました。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資、社債の発行等による外部からの資金の調達は行っておりません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資総額は615百万円で、その主なものは薬品事業の生産設備更新投資です。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題としては以下のように考えております。

当社グループは、コロナ禍が国内外経済に与える影響をはじめとして、諸外国間の政治経済摩擦等の深刻化、及び各産業におけるグローバルな競争激化、また、国内外の諸情勢を踏まえた財政金融政策の動向や影響、更には人口動態の変化等、事業環境の厳しさ、不安定感、及び収益の下押しリスクは引き続き高いことを十分に認識し、そのなかにあっても持続的に収益を確保、拡大できる強固な事業体制の構築を進めます。

薬品事業におきましては、新たな安価原料・リサイクル原料ソースの拡充をはじめ、生産体制・生産効率の見直し等による大幅なコスト引き下げの実現、並びに二次電池用正極材受託加工の安定供給、再拡充等を通じて収益基盤の基礎固めを確立し、車載用関連製品、環境対応型表面処理用薬品やプリント基板用薬品等、当社独自技術に基づいた市場及び顧客の様々なニーズに応える新製品・新技術の創出及び新規事業の開拓を、Ｒ＆Ｄセンターが中心となって進め、その成果をグローバルな生産・販売体制のもとスピーディーに展開いたします。

建材事業におきましては、建設市場とりわけ戸建住宅市場における短期のみならず中長期にわたる需要動向等を踏まえつつ、当社の特長を発揮した、市場・顧客ニーズへ機敏に応える多様な新製品群の実現及び新たな得意先の開拓等を引き続き進めてまいります。

グローバル化が一段と進展し競争が激化するなか、当社グループは事業環境等の変動リスクに迅速かつ的確に対応できる一層強靭な事業体質・収益力を構築し、薬品及び建材両事業の販売及び生産すべてにおいて、あらゆるイノベーションへ主体的かつ積極的に取り組み、たゆまぬ生産性向上を進めます。そして、創出した「新たな価値」を市場及び顧客の皆様へ提供することにより、ＳＤＧsあるいはカーボンニュートラル等の中長期的課題解決への貢献、それを通じた業績の持続的成長並びに中長期的な企業価値の向上を確実なものといたしたく考えております。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 93 期 2017.4～2018.3	第 94 期 2018.4～2019.3	第 95 期 2019.4～2020.3	第 96 期 (当連結会計年度) 2020.4～2021.3
売上高	22,150百万円	23,956百万円	21,521百万円	19,642百万円
営業利益	2,678	2,758	2,374	2,388
経常利益	2,815	2,957	2,578	2,601
親会社株主に帰属する当期純利益	1,963	2,346	1,977	1,843
1株当たり当期純利益	98円52銭	117円04銭	98円61銭	91円94銭
総資産	41,031百万円	41,605百万円	41,809百万円	46,342百万円
純資産	34,300	35,212	36,398	39,540
1株当たり純資産	1,711円43銭	1,756円47銭	1,815円37銭	1,972円11銭

(注) 1. 「三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））」が所有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期末株式数は、第93期42,000株、第94期36,391株、第95期33,502株、第96期85,502株であり、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、第93期14,728株、第94期38,372株、第95期34,514株、第96期51,595株であります。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年2月16日）等を第94期の期首から適用しており、企業集団の財産及び損益の状況の推移の第93期については当該会計基準等を遡って適用した後の状況となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区　　分	第 93 期 2017.4～2018.3	第 94 期 2018.4～2019.3	第 95 期 2019.4～2020.3	第 96 期 (当事業年度) 2020.4～2021.3
売　上　高	20,959百万円	22,587百万円	20,346百万円	18,429百万円
営 業 利 益	2,633	2,618	2,335	2,250
経 常 利 益	2,793	2,821	2,544	2,458
当 期 純 利 益	1,946	2,195	1,965	1,715
1株当たり当期純利益	97円69銭	109円51銭	98円01銭	85円56銭
総　資　産	39,938百万円	40,408百万円	40,634百万円	44,878百万円
純　資　産	33,525	34,317	35,460	38,433
1株当たり純資産	1,672円77銭	1,711円84銭	1,768円58銭	1,916円86銭

(注) 1. 「三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））」が所有する当社株式は、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該自己株式の期末株式数は、第93期42,000株、第94期36,391株、第95期33,502株、第96期85,502株であり、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、第93期14,728株、第94期38,372株、第95期34,514株、第96期51,595株であります。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年2月16日）等を第94期の期首から適用しており、当社の財産及び損益の状況の推移の第93期については当該会計基準等を遡って適用した後の状況となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（2021年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当　社　の 議決権比率	主要な事業内容
サイアム・エヌケーエスCO.,LTD. (タイ国)	330,000千タイバーツ	100%	工業薬品の製造・販売

(7) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

薬品事業	銅・錫・ニッケル・コバルト等の金属化合物、オクチル酸等の金属石鹸、電池用薬品、表面処理用光沢剤・添加剤、無電解ニッケルめっき液
建材事業	防火通気見切縁、シンプル庇、郵便ポスト、手摺・笠木等の住宅用建材製品、熱交換器「クールフィン」ほか産業用金属加工製品

(8) 主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

当社	本社	東京都台東区
	大阪支店	大阪市中央区
	名古屋支店	名古屋市中区
	埼玉工場	埼玉県草加市
	青柳工場	埼玉県草加市
	福島第一工場	福島県双葉郡広野町
	福島第二工場	福島県双葉郡楢葉町
	大利根工場	埼玉県加須市
	総合研究所	埼玉県草加市
	ハノイ駐在員事務所	ベトナム国ハノイ市
子会社	サイアム・エヌケーエス CO.,LTD.	タイ国アユタヤ県

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数（2021年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減
435名	６名増

（注） 従業員数は就業人員を記載しております。

② 当社の従業員数（2021年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
368名	５名増	41歳８ヵ月	16年０ヵ月

（注） 従業員数は就業人員を記載しております。

(10) 主要な借入先（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	107
株式会社きらぼし銀行	53

2．会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　80,000,000株

（2）発行済株式の総数　20,680,000株（自己株式544,502株を含む）

（3）株主数　2,748名

（4）上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日化産取引先グループ持株会	2,173	10.80
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,088	5.41
大樹生命保険株式会社	1,000	4.97
株式会社三井住友銀行	970	4.82
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	951	4.72
にっかさん従業員持株会	716	3.56
住友不動産株式会社	591	2.94
住友金属鉱山株式会社	541	2.69
日本パーカライジング株式会社	490	2.43
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	457	2.27

（注）1.　当社は自己株式544,502株を所有しておりますが、上記の上位10名の株主に含めておりません。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

2.　［役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度］の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が所有する当社株式85,502株は、当該自己株式に含めておりません。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として交付した株式の状況

該当事項はありません。

（6）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2021年３月31日現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
柳　澤　英　二	代表取締役社長	サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.代表取締役会長
野　瀬　賢　造	取締役（社長室長 兼 建材本部担当）	
太　田　武　之	取締役（総務部門担当）	
山　田　　修	取締役（薬品営業本部長 兼 海外本部長）	
小　野　村　勲	取締役（薬品生産本部長 兼 品質保証室長）	
石　田　幸　夫	取締役（総合研究所担当）	
井　上　幸　夫	取締役	㈲オフィスアーク 代表取締役
吉　成　昌　之	取締役	弁護士 第一勧業信用組合員外監事（非常勤）
鉢　村　　健	取締役	凸版印刷㈱ 顧問 令和総合研究所㈱ 代表取締役 立教大学 兼任講師 ㈱ルネサンス 社外監査役 アレンザホールディングス㈱ 社外取締役監査等委員
吉　田　　豊	常勤監査役	
花　木　正　義	監査役	花木正義税理士事務所　税理士 越後交通㈱ 社外監査役
富　山　正　次	監査役	
小野寺文敏	監査役	室町不動産㈱代表取締役社長 ㈱室町クリエイト代表取締役社長

（注）1. 取締役井上幸夫、取締役吉成昌之、取締役鉢村　健の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役吉田　豊、監査役富山正次、監査役小野寺文敏の各氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役吉田　豊氏は、金融機関における長年の経験があり、財務、会計及び証券関連業務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役花木正義氏は、長年国税局の要職を歴任し、また税理士の経験から、税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 監査役富山正次氏は、公認会計士として培われた経験により、高度な財務及び会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役小野寺文敏氏は、金融機関における長年の経験に加え、企業経営者としての幅広い見識、豊富な経験と実績があることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は取締役井上幸夫、取締役吉成昌之及び取締役鉢村　健の各氏並びに監査役富山正次及び監査役小野寺文敏の各氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社は取締役井上幸夫、取締役吉成昌之及び取締役鉢村　健の各氏並びに各監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
9. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
   (1) 就任
   2020年６月26日開催の第95回定時株主総会において、柳澤英二、野瀬賢造、太田武之、山田修、小野村　勲、石田幸夫、井上幸夫、吉成昌之、鉢村　健の各氏が取締役に再選され重任いたしました。
   2020年６月26日開催の第95回定時株主総会において、吉田　豊、花木正義、富山正次の各氏が監査役に再選され重任、小野寺文敏氏が新たに選任され就任いたしました。
   (2) 退任
   2020年６月26日開催の第95回定時株主総会終結の時をもって、臼田正博氏が監査役を任期満了により退任いたしました。
10. 当社では、適正なコーポレート・ガバナンスのもとで、的確・迅速な経営業務の執行を行う体制を強化することを目的に、執行役員制度を導入しております。
2021年３月31日現在の執行役員の体制は以下のとおりであります。

氏　名	地位及び担当
柳　澤　英　二	代表取締役社長（経営全般）
野　瀬　賢　造	常務執行役員（社長室長 兼 建材本部担当）
太　田　武　之	常務執行役員（総務部門担当）
山　田　　修	執行役員（薬品営業本部長 兼 海外本部長）
小 野 村　　勲	執行役員（薬品生産本部長 兼 品質保証室長）
石　田　幸　夫	執行役員（総合研究所担当）
百　瀬　　譲	執行役員（総務部長）
菅　原　　譲	執行役員（建材本部長）
角　谷　博　樹	執行役員（薬品生産本部薬品生産技術センター長）

(2) 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

①当社の役員の報酬等の額の決定に関する方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、社内取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与及び業績連動型株式報酬により構成し、社外取締役については、基本報酬および賞与を支払うこととしております。

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、指名報酬委員会において検討を行います。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

また、本決定方針は、指名報酬委員会の答申を踏まえ決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第81回定時株主総会において年額120百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名です。

上記報酬額の他、取締役（社外取締役を除く）に対しては、2017年６月28日開催の第92回定時株主総会において決議された株式報酬制度を導入し現在に至るまで同制度を継続しております。同制度に基づく株式取得資金の上限は、180百万円（３事業年度）であり、上記記載の金銭報酬限度額とは別枠で、１事業年度当たり45,000ポイントを株式交付の上限としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名です。

監査役の報酬限度額は、1994年６月29日開催の第69回定時株主総会において年額28百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長 柳澤英二がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の評価配分としております。

これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容

に従って決定をしなければならないこととしていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	賞与	業績連動型株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	137,769 (23,574)	86,622 (19,974)	26,204 (3,600)	24,943 (−)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	28,207 (23,755)	24,411 (20,511)	3,796 (3,244)	− (−)	6 (4)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上表の支給額には、第96回定時株主総会において第３号議案が原案どおり承認可決された場合の役員賞与支給予定額（取締役分26,204千円、監査役分3,796千円）を含んでおります。

⑤業績連動報酬等に関する事項

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬として賞与を支給しております。賞与の算定方法の決定にあたっては、取締役会の諮問機関である指名報酬委員会で業績、その他の成果等を総合的に検討し、取締役会に答申し、取締役会で決定しております。

また、非金銭報酬等は、業績連動型株式報酬制度を導入しており、業績連動型株式報酬の算定に係る指標は、評価対象期間の前事業年度に係る決算短信に記載された評価対象期間に係る事業年度の連結業績予想の「営業利益」に対する当該評価対象期間の事業年度に係る有価証券報告書に記載される連結営業利益の達成率です。当該指標を選択した理由は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることであります。業績連動型株式報酬の額の決定方法は、役位別基礎ポイントに在任係数及び業績連動係数を乗じて算定いたします。

なお、当事業年度における業績連動型株式報酬に係る指標の目標は、連結営業利益1,900百万円であり、実績は2,388百万円となり、達成率は125.68%となったことにより業績連動係数は1.20となりました。

（業績連動型株式報酬の算定方法）
本業績連動型株式報酬制度の算定方法によるポイント数は下記の方法に基づき算定の上、１事業年度あたりに付与するポイント数（株数）を確定します。原則として累積したポイント数に相当する株式数が退任時に交付されます。

〈算出式〉役位別基礎ポイント（※１） × 在任係数（※２）× 業績連動係数（※３）

※１　評価対象期間の開始日（但し、評価対象期間中に新たに取締役に就任した制度対象者は、就任時）における役位に応じて次の表に定める基礎金額の数を本信託の１株あたりの当社株式取得価格で除した数をいう。但し、当該日以後、評価対象期間中に制度対象者の役位の変更があった場合の基礎金額は、次の月数按分計算式のとおり、評価対象期間中の各月の１日における役位に応じて月数按分した金額とする。なお、小数点以下は切り捨てることとする。

役位	基礎金額
取締役会長	5,400,000円
取締役社長	5,400,000円
取締役専務執行役員	3,600,000円
取締役常務執行役員	2,700,000円
取締役	1,800,000円

（月数按分計算式）

基礎金額＝①前役位に係る按分基礎金額＋②後役位に係る按分基礎金額

①前役位に係る按分基礎金額＝前役位による、上記表に定める基礎金額×前役位における在任月数÷評価対象期間中の前・後役位を通じた在任月数

②後役位に係る按分基礎金額＝後役位による、上記表に定める基礎金額×後役位における在任月数÷評価対象期間中の前・後役位を通じた在任月数

※２　在任係数は、ポイント付与日を基準に、当該制度対象者が取締役に就任した日（継続して再任されている場合は当初の就任日）から、評価対象期間満了日の直後に到来する定時株主総会終結の日までの在任期間に応じ、次の表に定める数とする。

在任期間	在任係数
10 期以上	1.50
8 期以上10期未満	1.40
6 期以上8期未満	1.30
4 期以上6期未満	1.20
2 期以上4期未満	1.10
2 期未満	1.00

※３　業績連動係数は、各評価対象期間の前事業年度に係る決算短信に記載された評価対象期間に係る事業年度の連結業績予想の「営業利益」に対する当該評価対象期間の事業年度に係る有価証券報告書に記載される連結営業利益の達成率により次の表に定める数とする。

業績指標	業績連動係数
150.00%以上	1.50
140.00%以上150.00%未満	1.40
130.00%以上140.00%未満	1.30
120.00%以上130.00%未満	1.20
110.00%以上120.00%未満	1.10
100.00%以上110.00%未満	1.00

95.00%以上100.00%未満	0.90
90.00%以上95.00%未満	0.80
85.00%以上90.00%未満	0.70
80.00%以上85.00%未満	0.60
70.00%以上80.00%未満	0.50
70.00%未満	0.00

（控除期間が存する者についてのポイントの算出）

ポイント付与対象者について、対応する評価対象期間中に、控除期間に該当する期間があった場合には、算出式にかかわらず、その者に付与されるポイントは、当該控除期間の月数（※４）を評価対象期間の月数から控除した月数を「在任期間月数」として、次の算式により算出される数とする（小数点以下切り上げ）。なお、疑義を避けるために記載するに、在任期間月数が０（ゼロ）となる場合、ポイントは付与されない。

付与ポイント＝〈算出式〉で算出したポイント×「在任期間月数」÷評価対象期間の月数

※４　１カ月単位とし、１カ月未満の端数は15日以上を１カ月とし15日未満は切り捨てる。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区　分	氏　名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	井　上　幸　夫	㈲オフィスアーク 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
	吉　成　昌　之	弁護士 第一勧業信用組合員外監事 （非常勤）	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
	鉢　村　　健	凸版印刷㈱ 顧問 令和総合研究所㈱ 代表取締役 立教大学 兼任講師 ㈱ルネサンス 社外監査役 アレンザホールディングス㈱社外取締役監査等委員	いずれも重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	吉　田　　豊	該当事項はありません。	該当事項はありません。
	富　山　正　次	該当事項はありません。	該当事項はありません。
	小 野 寺 文 敏	室町不動産㈱代表取締役社長 ㈱室町クリエイト代表取締役社長	いずれも重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	井 上 幸 夫	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会18回、臨時取締役会１回）19回のうち18回出席し、会社経営の豊富な経験や見識に基づき取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。さらに、指名報酬委員として活発な審議に参画しており、業務執行の適切な評価等を通じ、経営陣の監督を行っております。
社外取締役	吉 成 昌 之	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会18回、臨時取締役会１回）19回のうち18回出席し、弁護士としての専門的見地により、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。さらに、指名報酬委員として活発な審議に参画しており、業務執行の適切な評価等を通じ、経営陣の監督を行っております。
社外取締役	鉢 村　　健	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会18回、臨時取締役会１回）19回のうち19回出席し、主に金融業界での豊富な知識・見識に基づき、取締役会において活発な審議に積極的に参画するとともに、意思決定の適正性を確保するため必要な発言等を行っております。さらに、指名報酬委員として活発な審議に参画しており、業務執行の適切な評価等を通じ、経営陣の監督を行っております。
社外監査役	吉 田　　豊	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会18回、臨時取締役会１回）19回のうち19回出席し、また当事業年度に開催された監査役会15回のうち15回出席し、金融機関勤務の豊富な経験や見識に基づき、監査役会の活動方針の提言、監査結果について適切な発言を行っております。
社外監査役	富 山 正 次	当事業年度に開催された取締役会（定時取締役会18回、臨時取締役会１回）19回のうち19回出席し、また当事業年度に開催された監査役会15回のうち15回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から適切な発言を行っております。
社外監査役	小 野 寺 文 敏	就任後に開催された取締役会（定時取締役会13回、臨時取締役会1回）14回のうち14回出席し、また就任後に開催された監査役会12回のうち12回出席し、金融機関勤務の豊富な経験や見識に基づき、監査役会の活動方針の提言、監査結果について適切な発言を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額　22,500千円

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　22,500千円

③ 当社の海外子会社の監査につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士、又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が行っております。

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」に基づき、前事業年度の監査実績及び監査報酬等を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・報酬額の見積りの適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

3. 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

6．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロに定義されるものをいいます。）の一つとして2018年６月26日開催の定時株主総会において、「第五回信託型ライツ・プラン」（以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。）を導入することを決議し、同年６月29日付で本信託型ライツ・プランを設定しました。本信託型ライツ・プランの詳細につきましては、当社ホームページ掲載の、2018年５月11日付「第五回信託型ライツ・プラン（買収防衛策）設定のための新株予約権の発行について」をご覧下さい。

(1) 基本方針の内容

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収が行われるリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当又は高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様に買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

従いまして、当社は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切なものとして、法令等及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置

を講じることをその基本方針といたします。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、1939年８月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として、1946年２月に設立された、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所とを1948年４月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ、今日に至っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、1963年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気（換気）・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ及びそれに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいてまいりました。

当社の経営方針は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保又は向上していくことにあります。その実現のため、既存製品については、コスト引き下げ・効率化・合理化等による競争力の強化や新用途開発、新規顧客開拓等によりシェア維持・拡大を図り、新製品については、市場ニーズを的確に捉えた開発・実績化・拡販を図るとともに、新規事業の開拓、海外展開強化、資本・業務提携等の推進により、引き続き業績の維持・向上を図ってまいります。

一方で、激変する事業環境に対し、薬品事業における海外子会社での生産品目追加や福島第一工場での電池材料受託加工等の生産増強等を主体として、国内４工場に海外子会社を加えた５工場でのグローバルな生産・販売体制を構築・拡大するとともに、設備と要員の一段の効率化及び安価原料・リサイクル原料の一層の活用を図り、低稼働でも一定水準の利益を確保できるような低コスト体質を構築してまいります。また、これらを背景として、新規需要が期待される環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材、プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品の更なる開発・販売促進を行うことも、当面の最重要課題であると考えております。

また、当社グループ全体として事業環境、自然災害等の変動リスクに的確かつ迅速に対応すべく、東日本大震災及びタイ洪水における教訓を踏まえた事業継続計画（BCP）を定着・実行するとともに、一層強靭な事業体質・収益力を構築し、薬品及び建材事業の販売及び生産全てにおいて、あらゆるイノベーションへ積極的に取り組むことによって、「新たな価値」を創出し、これを顧客の皆様へ提供することを通して、業績の持続的な成長を確実なものといたしたく考えております。当社はこれらの施策を実行、達成することにより、必ずや企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置づけて実践しております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」及び「コンプライアンス委員会規程」を策定し、コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を設置しております。月１回、同委員会を開催しコンプライアンスに抵触する案件がないのかチェックし、同委員会において作成した「コンプライアンス・マニュアル」を全役員及び従業員へ配布するとともにそのマニュアルを基に教育を行い、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、上記の具体的取組みを通じて、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動することにより資本市場からの一層の評価が得られるよう努力してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本信託型ライツ・プランは、当社の株券等の保有者及びその共同保有者であって議決権割合が15%を超える者になったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、及び、当社の株券等について、買付等の後におけるその者の所有に係る株券等の議決権割合がその者の特別関係者の議決権割合と合計して15%を超えることとなるような公開買付けの開始公告を行ったことを示す公表がなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき等に限り、原則として、当社議決権割合の15%を超える割合を有する大規模買付者グループ以外の者が行使できる新株予約権を、あらかじめ特定の信託銀行に

対して発行する仕組みです。この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等を行い、株主の皆様にその経営方針やそれが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与え得る影響等を説明することや、代替案を提示する機会並びにそのための時間を確保できることとなります。そして、これを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除いては、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。

(4) 上記（2）の取組みについての取締役会の判断

当社の中期経営計画の策定等による企業価値向上に向けた取組み、コーポレート・ガバナンスの充実等の各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、結果として当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する株式の大規模買付けの防止に資するものです。従いまして、上記（2）の取組みは上記（1）の当社の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(5) 上記（3）の取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記（3）の取組みは当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する大規模買付けを防止するものでありますことから、上記（3）の取組みは、上記（1）の当社の基本方針に沿って策定されたものであると考えております。

また、当社取締役会は、上記（3）の取組みは、①設定に際しての株主総会特別決議による承認を経ていること、②合理的な客観的解除要件が設定されていること、③新株予約権の無償取得の可能性が確保されていること（デッドハンド性の否定）、④有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを取締役会で決議することとしていること、⑤独立社外者のみからなる特別委員会が設置され、その勧告を最大限尊重することとされていること、⑥発動時に第三者専門家の意見を取得することとしていること、⑦有効期間を限定（３年間）していること（サンセット条項）、⑧当社取締役の任期が１年とされており、また、当社取締役会はいわゆる期差任期型取締役会でないことから株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対し長期かつ安定してお報いし、また、収益力の向上による成果に応じて還元するという基本方針のもと、将来の積極的な事業展開と事業環境の急激な変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保をも勘案のうえ配当を決定することとしております。

当期の業績につきましては、３～４頁の事業の経過及びその成果で申し述べましたように、薬品、建材部門ともコロナ禍の影響等で第２四半期まで需要が低下し、営業活動が制約を受けたことから、業績が下降しましたが、その後、経済活動が徐々に向上したことから需要も回復し、コスト削減効果もあり、薬品事業においては業績に影響を及ぼす非鉄金属相場が上昇したこと等から、通期では前期並みの業績となりました。

以上の業績に前述の基本方針等を総合的に勘案の上、当期の配当につきましては、株主の皆様にお報いいたしたく、取締役会決議により中間１株につき14円、総額 281,170,008円（支払開始日：2020年12月７日）、期末配当は１株につき14円、総額 281,896,972円（支払開始日：2021年６月８日）とさせていただきました。

内部留保資金につきましては、生産設備増強・更新、環境対策設備、新製品生産設備、研究開発および海外展開、新規事業開拓等の投資に充てることとしております。

注　期末配当金は、[役員向け株式交付信託／取締役に対する業績連動型株式報酬制度]の信託財産として、三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））が所有する当社株式（85,502株）に対する配当金（1,197,028円）を含んでおります。

注　本事業報告中の記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
但し、１株当たり当期純利益・純資産及び比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	**46,342,897**	**(負債の部)**	**6,802,123**
流動資産	**26,808,906**	**流動負債**	**5,044,006**
現金及び預金	16,169,731	支払手形及び買掛金	2,730,753
受取手形及び売掛金	6,705,583	短期借入金	376,000
商品及び製品	1,269,942	未払法人税等	539,355
仕掛品	825,133	賞与引当金	400,000
原材料及び貯蔵品	1,794,988	役員賞与引当金	30,000
その他	44,987	その他	967,896
貸倒引当金	△1,460	**固定負債**	**1,758,117**
固定資産	**19,533,991**	長期未払金	37,716
有形固定資産	**7,159,196**	繰延税金負債	1,338,843
建物及び構築物	2,264,538	退職給付に係る負債	308,850
機械装置及び運搬具	1,988,792	役員株式給付引当金	58,528
工具、器具及び備品	178,359	環境対策引当金	2,550
土地	2,632,666	資産除去債務	600
建設仮勘定	94,841	その他	11,029
無形固定資産	**187,804**	**(純資産の部)**	**39,540,774**
電話加入権	7,848	**株主資本**	**36,055,471**
ソフトウェア	179,151	**資本金**	**1,034,000**
その他	803	**資本剰余金**	**1,059,147**
投資その他の資産	**12,186,990**	**利益剰余金**	**34,353,936**
投資有価証券	8,541,394	**自己株式**	**△391,612**
生命保険積立金	457,844	**その他の包括利益累計額**	**3,485,302**
保険積立金	227,838	**その他有価証券評価差額金**	**3,130,071**
長期預金	2,600,000	**為替換算調整勘定**	**290,225**
退職給付に係る資産	171,759	**退職給付に係る調整累計額**	**65,005**
繰延税金資産	5,166		
その他	184,556		
貸倒引当金	△1,570		
資産合計	**46,342,897**	**負債純資産合計**	**46,342,897**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**19,642,062**
売上原価	**14,607,198**
売上総利益	**5,034,864**
販売費及び一般管理費	**2,646,572**
営業利益	**2,388,292**
営業外収益	**269,371**
受取利息	12,285
受取配当金	125,721
その他	131,364
営業外費用	**55,964**
支払利息	7,811
その他	48,152
経常利益	**2,601,700**
特別利益	**14**
固定資産売却益	14
特別損失	**8,665**
固定資産除却損	8,665
税金等調整前当期純利益	**2,593,049**
法人税、住民税及び事業税	788,882
法人税等調整額	△39,230
当期純利益	**1,843,397**
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,843,397**

貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	**44,878,742**	**（負債の部）**	**6,445,680**
流動資産	**25,420,677**	**流動負債**	**4,849,242**
現金及び預金	15,447,683	支払手形	555,836
受取手形	1,739,123	買掛金	2,009,030
売掛金	4,615,509	短期借入金	376,000
商品及び製品	1,111,348	未払金	315,409
仕掛品	803,273	未払費用	300,457
原材料及び貯蔵品	1,671,380	未払法人税等	532,232
その他	33,819	賞与引当金	400,000
貸倒引当金	△1,460	役員賞与引当金	30,000
固定資産	**19,458,064**	設備関係支払手形	25,576
有形固定資産	**6,241,764**	その他	304,698
建物	1,934,792	**固定負債**	**1,596,438**
構築物	193,220	長期未払金	37,716
機械及び装置	1,432,211	繰延税金負債	1,184,345
車両運搬具	23,067	退職給付引当金	301,669
工具、器具及び備品	154,606	役員株式給付引当金	58,528
土地	2,412,493	環境対策引当金	2,550
建設仮勘定	91,372	資産除去債務	600
無形固定資産	**186,033**	その他	11,029
電話加入権	7,848	**（純資産の部）**	**38,433,061**
ソフトウェア	177,380	**株主資本**	**35,302,990**
その他	803	**資本金**	**1,034,000**
投資その他の資産	**13,030,267**	**資本剰余金**	**1,059,147**
投資有価証券	8,533,394	資本準備金	337,867
関係会社株式	953,712	その他資本剰余金	721,280
長期前払費用	168,321	**利益剰余金**	**33,601,455**
前払年金費用	75,777	利益準備金	258,500
生命保険積立金	457,844	その他利益剰余金	33,342,955
保険積立金	227,838	研究開発積立金	125,000
長期預金	2,600,000	配当準備積立金	55,000
その他	14,947	固定資産圧縮積立金	787,565
貸倒引当金	△1,570	別途積立金	29,950,500
		繰越利益剰余金	2,424,889
		自己株式	**△391,612**
		評価・換算差額等	**3,130,071**
		その他有価証券評価差額金	**3,130,071**
資産合計	**44,878,742**	**負債純資産合計**	**44,878,742**

損 益 計 算 書

（2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**18,429,737**
売上原価	**13,677,369**
売上総利益	**4,752,367**
販売費及び一般管理費	**2,502,195**
営業利益	**2,250,172**
営業外収益	**264,164**
受取利息	7,426
受取配当金	125,721
その他	131,016
営業外費用	**55,964**
支払利息	7,811
その他	48,152
経常利益	**2,458,372**
特別損失	**8,619**
固定資産除却損	8,619
税引前当期純利益	**2,449,752**
法人税、住民税及び事業税	778,000
法人税等調整額	△43,764
当期純利益	**1,715,517**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月25日

日本化学産業株式会社
取締役会　御中

仰　星　監　査　法　人
東京事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　岡　本　　悟　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　三　島　　陽　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本化学産業株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月25日

日本化学産業株式会社
取締役会　御中

仰　星　監　査　法　人
東京事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　岡　本　　悟　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　三　島　　陽　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本化学産業株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月26日

日本化学産業株式会社　監査役会

常勤監査役　吉　田　　豊　㊞
監　査　役　花　木　正　義　㊞
監　査　役　富　山　正　次　㊞
監　査　役　小野寺　文　敏　㊞

（注）　常勤監査役吉田　豊、監査役富山正次及び小野寺文敏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	柳澤 英二（やなぎさわ えいじ） （1949年11月５日生）	1973年４月　新日本製鐵㈱入社 1983年７月　新日本製鐵㈱標準建築事業部掛長 1987年４月　当社入社 1988年４月　当社建材本部長 1989年６月　当社取締役 1993年６月　当社常務取締役 1995年６月　当社専務取締役 1996年４月　当社建材本部長兼社長室長 1999年６月　当社代表取締役専務 2003年６月　当社代表取締役社長　現在に至る （重要な兼職の状況） サイアム・エヌケーエスCO.,LTD.代表取締役会長	256,631株

取締役候補者とした理由

入社以来、建材本部長、常務取締役、専務取締役、社長室長、代表取締役専務を歴任し、2003年６月より当社の代表取締役社長を務めております。経営者としての見識、豊富な経験と実績を有することに加え、当社グループに対する深い知識と見識に基づき、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	野瀬賢造 (1957年1月8日生)	1979年４月　新日本製鐵㈱入社 1994年11月　新日本製鐵㈱大阪支店建築営業室長 2004年７月　新日本製鐵㈱総合・システム建築部長 2006年７月　新日鉄エンジニアリング㈱マネジメントサポートセンター財務部長 2009年４月　新日鉄エンジニアリング㈱営業総括部長 2010年４月　新日鉄エンジニアリング㈱調達企画部長 2011年４月　当社顧問 2011年10月　当社社長室長　現在に至る 2012年６月　当社取締役　現在に至る 2016年６月　当社執行役員 2018年６月　当社常務執行役員　現在に至る 2018年６月　当社建材本部担当　現在に至る	8,600株

取締役候補者とした理由
会社経営に関する高い見識と幅広い経験を有しており、2011年より社長室長に就任し、2018年より建材本部担当も兼任しております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	太田武之 (1958年８月４日生)	1981年４月　㈱三井銀行入行 2004年１月　㈱三井住友銀行六本木法人営業部長 2006年４月　㈱三井住友銀行新横浜法人営業部長 2008年４月　㈱三井住友銀行日本橋東法人営業部長 2010年６月　太陽石油㈱執行役員 2014年４月　太陽石油㈱常務執行役員 2016年12月　太陽石油㈱常務執行役員 兼 南西石油㈱代表取締役社長 2019年４月　当社総務部エグゼクティブ・アドバイザー 2019年６月　当社取締役　現在に至る 2019年６月　当社常務執行役員　現在に至る 2019年６月　当社総務部門担当　現在に至る	7,700株

取締役候補者とした理由
金融業界における長年の企業経営等に関する高い見識と幅広い経験を有しており、2019年より総務部門担当に就任し、豊富な経験と知識をもって総務部門を率いております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	山田（やまだ）　修（おさむ） (1957年12月９日生)	1980年４月　当社入社 2003年４月　当社薬品営業本部名古屋支店長 2008年４月　当社薬品営業本部東京営業部長 2013年４月　当社薬品営業本部副本部長 兼 海外本部副本部長 2016年４月　当社海外本部長 兼 薬品営業本部副本部長 2016年６月　当社執行役員　現在に至る 2018年６月　当社取締役　現在に至る 2018年６月　当社薬品営業本部長 兼 海外本部長　現在に至る	11,000株

取締役候補者とした理由
入社以来、長年にわたって薬品営業部門に従事し、2014年より海外（タイ）子会社サイアム・エヌケーエス社に出向しマネージング・ダイレクターに就任、2018年より薬品営業本部長に就任しており、豊富な経験と知識をもって薬品営業本部及び海外（タイ）子会社を含む海外本部を率いております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	小野村（おのむら）　勲（いさお） (1961年10月10日生)	1982年４月　当社入社 2004年４月　当社薬品生産本部生産管理室長 2012年10月　当社薬品生産本部生産管理室長 兼 技術部長 2014年７月　当社薬品生産本部福島第一工場長 兼 福島第二工場長 2016年６月　当社執行役員　現在に至る 2018年６月　当社取締役　現在に至る 2018年６月　当社薬品生産本部長 兼 技術部長 兼 品質保証室長 2019年４月　当社薬品生産本部長 兼 薬品生産技術センター長 2019年７月　当社薬品生産本部長 2020年４月　当社薬品生産本部長 兼 生産管理室資材課長 2020年５月　当社薬品生産本部長 2020年10月　当社薬品生産本部長 兼 品質保証室長 2021年４月　当社薬品生産本部長 兼 設備技術部長　現在に至る	6,900株

取締役候補者とした理由
入社以来、長年にわたって薬品生産本部に従事し、2018年より薬品生産本部長に就任しており、豊富な経験と知識をもって薬品生産部門を率いております。取締役としての見識、豊富な経験と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6※	角谷博樹 (かどや ひろき) (1957年2月27日生)	1982年 4 月　住友金属鉱山㈱入社 2012年 6 月　住友金属鉱山㈱執行役員 機能性材料事業部長 2017年 6 月　住友金属鉱山㈱常務執行役員 材料事業本部副本部長 2019年 7 月　当社執行役員 薬品生産技術センター長 2021年 4 月　当社執行役員 R＆Dセンター長　現在に至る	0株

取締役候補者とした理由

住友金属鉱山㈱での豊富な経験と高い見識に基づき、2019年７月より当社執行役員および薬品生産本部薬品技術センター長に就任、2021年４月より薬品事業の研究部門である総合研究所と開発部門の薬品生産本部薬品生産技術センターを統合したＲ＆Ｄセンター長に就任しております。研究開発の効率化及び新製品・新技術等の開発創出に従事しており、業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	井上幸夫 (いのうえ ゆきお) (1954年7月30日生)	1977年 4 月　富士写真フイルム㈱入社 2006年 6 月　富士写真フイルム㈱総務部長 2009年 8 月　富士フイルムビジネスエキスパート㈱取締役 2014年 2 月　㈲オフィスアーク 代表取締役（現職） 2014年 6 月　当社社外取締役　現在に至る （重要な兼職の状況） ㈲オフィスアーク 代表取締役	5,100株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

豊富な経験と高い見識に基づき、当社の経営全般に関し会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレートガバナンスの強化に貢献していただけるものと判断しております。業務執行を行う経営陣に対し客観的立場から、当社取締役会において的確な提言・助言をいただいており、グループ経営体制の強化など当社のコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	吉成昌之 (1947年10月6日生)	1975年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 1997年４月　第二東京弁護士会副会長 2001年４月　日本弁護士連合会常務理事 2007年４月　第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 2009年６月　第一勧業信用組合員外監事（現職） 2010年８月　東京都弁護士国民健康保険組合理事長 2011年３月　㈱アサツーディ・ケイ社外監査役 2013年８月　東京都弁護士国民健康保険組合副理事長 2015年６月　当社社外取締役　現在に至る 2016年３月　㈱アサツーディ・ケイ社外取締役 （重要な兼職の状況） 弁護士 第一勧業信用組合員外監事（非常勤）	0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

弁護士として長年法律事務所へ勤務しており、法律全般に関する豊富な経験と高い見識に基づき、会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレートガバナンス、コンプライアンスの強化に貢献していただけるものと判断しております。業務執行を行う経営陣に対し客観的立場から、当社取締役会において的確な提言・助言をいただいており、リスクマネジメントの強化など当社のコーポレートガバナンスに資するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	鉢村（はちむら） 健（たけし） （1959年7月6日生）	1982年４月　日本銀行入行 2001年11月　日本銀行発券局総務課長 2005年３月　日本銀行福島支店長 2008年４月　日本銀行国際局参事役 2008年５月　独立行政法人国際協力機構（JICA）長期専門家（中央銀行業務／総括）ベトナム中央銀行機能強化プロジェクト 2011年６月　内閣官房 東京電力に関する経営・財務調査委員会 事務局次長 2011年７月　内閣官房審議官（東日本大震災復興対策本部） 2012年２月　復興庁 政策参与 兼 統括官付審議官 2012年10月　日本銀行 神戸支店長 2015年６月　㈱ルネサンス 社外監査役（現職） 2017年３月　凸版印刷㈱ 顧問（現職） 2018年６月　当社社外取締役　現在に至る 2019年４月　立教大学 兼任講師（現職） 2019年８月　令和総合研究所㈱ 代表取締役（現職） 2020年５月　アレンザホールディングス㈱ 社外取締役監査等委員（現職） （重要な兼職の状況） 凸版印刷㈱ 顧問 令和総合研究所㈱ 代表取締役 立教大学 兼任講師 ㈱ルネサンス 社外監査役 アレンザホールディングス㈱ 社外取締役監査等委員	5,200株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 日本銀行及び日本国政府の要職を務めた豊富な経験と幅広い見識に基づき、会社から独立した社外の視点から経営判断をし、もってコーポレートガバナンス、コンプライアンスの強化に資するところは大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

（注）１．※印は新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．候補者 井上幸夫、吉成昌之、鉢村　健の各氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
４．社外取締役候補者に関する事項
(1) 責任限定契約について
井上幸夫、吉成昌之、鉢村　健の各氏と、会社法第423条第１項の賠償責任を法令で定める額を限度とする契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
(2) 社外取締役在任期間について
① 井上幸夫氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって７年であります。
② 吉成昌之氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって６年であります。
③ 鉢村　健氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって３年であります。
５．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険

契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

6．候補者井上幸夫、吉成昌之、鉢村　健の各氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合は、独立役員の届出を継続する予定であります。

7．取締役石田幸夫氏につきましては、本総会終結の時をもって、任期満了により退任いたします。

第２号議案　会計監査人選任の件

会計監査人仰星監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がアーク有限責任監査法人を候補者とした理由は、当社の業務内容や事業規模を踏まえ、監査法人としての独立性、専門性及び品質管理体制、並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

（2021年４月１日現在）

名　称	アーク有限責任監査法人	
主たる事業所所在地	東京都新宿区西新宿1－23－3	
沿　革	1975年４月	近畿第一監査法人設立
	1975年４月	聖橋監査法人設立
	1982年８月	明治監査法人設立
	2004年３月	アーク監査法人設立
	2016年１月	明治監査法人とアーク監査法人が合併
		明治アーク監査法人に名称変更
	2016年７月	明治アーク監査法人と聖橋監査法人が合併
	2019年７月	アーク有限責任監査法人に名称変更
	2020年７月	アーク有限責任監査法人と近畿第一監査法人が合併
概　要	資本金	50百万円
	構成人員	代表社員　6名
		社員　31名
		公認会計士　60名
		公認会計士試験合格者　33名
		その他　28名
		合計　158名
	監査関与会社	100社

（注）当社は、アーク有限責任監査法人が会計監査人に就任した場合、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法人と会社法第423条第１項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

第３号議案　役員賞与支給の件

役員賞与につきましては、当期の会社業績を勘案し、役員賞与総額30,000千円（当期末における取締役９名に対し総額26,204千円（うち社外取締役３名に対し総額3,600千円）、監査役４名に対し総額3,796千円（うち社外監査役３名に対し総額3,244千円））を支給することといたしたいと存じます。

本議案につきましては、社外取締役３名を含む５名の委員で構成される指名報酬委員会で業績、その他成果等を総合的に検討し、審議したうえで、取締役会において決定したものであります。

なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会の決議に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

第４号議案　第六回信託型ライツ・プラン設定のために特に有利な条件で新株予約権を発行する件

会社法第236条及び第238条の規定に基づき、以下の要領により、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつきご了承をお願いするものであります。

なお、本議案は、会社法第244条の２第５項に基づき、総株主の議決権の10分の１以上の議決権を有する株主が特定引受人による募集新株予約権の引受けに反対する旨を当社に対して通知した場合に求められる、当該特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は当該特定引受人との間の会社法第244条第１項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

1.　株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

（あ）第六回信託型ライツ・プラン（以下「本信託型ライツ・プラン」といいます。）設定の目的

（1）当社の企業価値ひいては株主共同の利益向上の取り組みについて

当社は、柳澤二郎氏、柳澤三郎氏の両名が、1939年８月に有機・無機の工業薬品の製造を目的に創業した柳澤有機化学工業所を前身とし、その販売部門として1946年２月に設立された、日本化学産業株式会社と柳澤有機化学工業所とを1948年４月に統合して製造・販売一体の現在の営業の基盤を完成させ、今日に至っております。当社の取扱品は一般的な装飾用めっき薬品が主でありましたが、新規の製品開発・用途開発を積極的に進めた結果、現在はOA機器・エレクトロニクス等幅広い分野に用いられる表面処理用薬品・触媒用薬品・電池用薬品・セラミックス・ガラス用薬品等、多品種・多用途にわたる無機・有機金属薬品を製造販売する薬品事業に成長し、1963年に進出した建材事業は、アルミよろい戸をはじめ多数の製品を開発し、現在は防火・通気（換気）・防水関連で特殊な機能を持つ住宅建材製品を主に製造販売しています。

これらは、当社が長年にわたり開発、蓄積したノウハウ及びそれに基づく開発力と薬品製造における生産技術力、建材製造における金属加工技術力により成し得たものであり、それらによりユーザーの要望・ニーズにお応えすることによって高い評価をいただいてまいりました。

当社の「経営方針」は、薬品・建材両事業における先端的技術と独創的開発をさらに追求し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を確保又は向上していくことにあります。その実現のため、既存製品については、コスト引き下げ・効率化・合理化等

による競争力の強化や新用途開発、新規顧客開拓等によりシェア維持・拡大を図り、新製品については、市場ニーズを的確に捉えた開発・実績化・拡販を図るとともに、新規事業の開拓、海外展開強化、資本・業務提携等の推進により、引き続き業績の維持・向上を図ってまいります。

一方で、激変する事業環境に対し、薬品事業における海外子会社での生産品目追加や福島第一工場・埼玉工場での電池材料受託加工等の生産増強等を主体として、国内４工場に海外子会社を加えた「５工場」でのグローバルな生産・販売体制を構築・拡大するとともに、設備と要員の一段の効率化及び安価原料・リサイクル原料の一層の活用を図り、低稼働でも一定水準の利益を確保できるような低コスト体質を構築してまいります。また、これらを背景として、新規需要が期待される環境対応型表面処理用薬品やリチウムイオン電池用正極材、プリント基板用薬品等の情報技術関連薬品の更なる開発・販売促進を行うことも、当面の最重要課題であると考えております。

また、当社グループ全体として事業環境、自然災害等の変動リスクに的確かつ迅速に対応すべく、東日本大震災及びタイ洪水における教訓を踏まえた事業継続計画（BCP）を定着・実行するとともに、一層強靭な事業体質・収益力を構築し、薬品及び建材事業の販売及び生産全てにおいて、あらゆるイノベーションへ積極的に取り組むことによって、「新たな価値」を創出し、これを顧客の皆様へ提供することを通して、業績の持続的な成長を確実なものといたしたく考えております。当社はこれらの施策を実行、達成することにより、必ずや当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益が確保・向上されるものと確信しており、株主の皆様ほか取引先、従業員等ステークホルダーとの信頼関係も一層強化できるものと考えております。

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保・向上に邁進する一方で、「企業は公器」との理念に基づき、コーポレート・ガバナンスの充実と透明性、信頼性の高いコンプライアンスの遵守も最も重要な課題であると位置付けて実践しております。

コーポレート・ガバナンスの充実については、当社は取締役会を経営の基本方針と戦略の決定、重要な業務執行に関する事項の決定、並びに業務執行の監督を行う機関と位置付け、少数の取締役（2021年５月14日現在で社外取締役３名を含む９名）全員が原則として月１回開催する取締役会に出席し、管理部門、薬品事業、建材事業の各担当取締役が報告する全社にわたるきめ細かな情報をベースに、充分な議論を尽くした上での適切かつ迅速な意思決定を行うとともに執行部門への監督を行い、経営の効率化・健全

化・経営責任の明確化のために努力しております。また、2020年２月27日には社内取締役及び独立社外取締役３名以上で構成され、その過半数を独立社外取締役とする「指名報酬委員会」を設置し、取締役等の指名及び報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化することで、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図っております。また、当社は業務執行の迅速化、効率化を図るため、業務を担当する執行役員以下に執行権限を委譲する執行役員制度を採用しており、執行役員は取締役会で決定した基本方針に従って業務執行を行っております。また、社長の意思決定を補佐するための機関として、社長、執行役員が出席する経営会議を設け、実務的観点から議論を行い、社長が意思決定することとしております。

コンプライアンスの遵守については、綱領としての「日本化学産業行動規範」及び「コンプライアンス委員会規程」を策定し、コンプライアンス委員会規程に基づき委員会を設置しております。月１回、同委員会を開催しコンプライアンスに抵触する案件がないかチェックし、同委員会において作成した「コンプライアンス・マニュアル」を全役員及び従業員へ配布するとともにそのマニュアルを基に教育を行い、コンプライアンスの周知徹底を図っております。

当社は、上記の具体的取組みを通じて、供給する製品群について、今後も常に環境と安全性に最大限考慮する等、社会的責任を果たすことを重視して行動することにより、資本市場からの一層の評価が得られるよう努力してまいります。

(2) 本信託型ライツ・プラン設定の必要性について

当社は、2021年５月14日に開催された当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、独立社外取締役を含む当社取締役全員の賛成により、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ（2）に定義されるものをいいます。）の一つとして、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる、大量保有者グループ又は公開買付者グループ[1]（以下、これらのグループを総称して「大規模買付者グループ」といいます。また、大量保有者グループを形成する当社株券等の保有者及び公開買付者グループを形成する当社株券等の公開買付けを行う者を総称して「大規模買付者」といいます。）による当社株券等[2]の議決権割合[3]が15％[4]を超える結果となる当社株券等の取得等（以下、かかる当社株券等の取得等及び当社取締役会が取得等と認める行為を総称して「大規模買付け等」といいます。）への対応方針として、新株予約権と信託の仕組みを利用した本信託型ライツ・プランを設定することとし、また、そのための新株予約権の発行について本総会に付議することを決定いたしました。

---

1 大量保有者グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定される株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第１項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなします。）であって、15％を超える議決権割合（後記２.の「本新株予約権の募集事項」（以下「本新株予約権の募集事項」といいます。）（9）１）において定義されます。以下同じ。）を有する者等を、公開買付者グループとは、当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定される株券等をいいます。）について、買付け等（同法第27条の２第１項に規定される買付け等をいいます。）の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含みます。）に係る株券等の議決権割合が、その者の特別関係者(同法第27条の２第７項に規定される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなします。）の議決権割合と合計して15％を超えることとなる公開買付け（同法第27条の２第６項に規定される公開買付けをいいます。）を行う者及び当該特別関係者等をそれぞれいい、その詳細は、本新株予約権の募集事項（9）１）に定義されます。

2 以下、場合に応じ金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等又は同法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます(上記脚注1をご参照ください。)。

3 本新株予約権の募集事項（9）１）において定義されます。以下同じ。

4 本信託型ライツ・プランにつきましては、その発動の基準として15％という数値基準を採用させていただくこととしておりますが、これは、①米国のいわゆるライツ・プランでも15％を対抗措置の発動基準としている例が多数存在し、わが国でも近時15％を対抗措置の発動基準として用いている例が存すること、②企業会計上、15％が持分法適用の有無を決する一つの基準として用いられているほか、議決権割合の１/６超（約16.7％超）という数値が、簡易合併等について株主総会での承認省略を阻止し得る数値として会社法上も重要な意義を有していること（会社法第796条第3項、会社法施行規則第197条第１号等ご参照）、③当社において、過去に、濫用的買収者と疑われる者に当社株券等の10数％前後を取得され、当社の経営に著しい悪影響が生じた歴史的経緯があること、④今後市場内外において短期間に大量に当社株券等が買い占められるリスクは必ずしも低いものではないと思料されること等々の事情を総合的に勘案したものです。

当社は、市場のグローバル化、株式持合いの解消等が進む中で、買収対象企業の同意を得ることなく、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する敵対的買収が行われるリスクは高まっていると認識しております。もとより、当社といたしましては、当社株券等の大規模買付け等に関する提案（以下「買収提案」といいます。）が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を図るものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に資する場合は、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、敵対的買収の中には、一時的、短期的に高配当又は高株価を実現することを目的とするもの、買収後の経営方針・計画が当社の培ってきた経営基盤と無縁で実現性に乏しい曖昧なものや、当社や株主の皆様に買収提案の内容を検討する情報や時間すら与えないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を毀損する、あるいはそのおそれが顕著であるものも少なくないと考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

したがいまして、当社は、当社の経営方針及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解せずに、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大規模買付け等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

本信託型ライツ・プランは、基本方針に照らし、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、第五回信託型ライツ・プラン（2018年６月26日に開催された当社第93回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただきました信託型ライツ・プランをいいます。以下同じ。）に引き続き、設定されるものです。

当社といたしましては、買収提案が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断した場合は、これを一概に否定するものではありませんが、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に反する不適切な提案と判断された場合、これに対して相応の対抗策を講ずることが必要であると考えております。そのため様々な角度から検討した結果、かかる不適切な敵対的買収への具体的対抗策として、本信託型ライツ・プランが最も適切な方策であると判断し、これを設定することといた

しました。

なお、現時点において、当社株券等について、具体的な大規模買付け等の兆候があるとの認識はございません。

また、2021年３月31日現在における当社の大株主の状況は、事業報告10頁のとおりです。

本信託型ライツ・プランの詳細につきましては以下に記載のとおりですが、その概要は、大量保有者グループ又は公開買付者グループの有する当社の株券等の議決権割合を希薄化させることを可能とするために、新株予約権を予め特定の信託銀行に対して発行しておき、信託を利用することで、大規模買付者グループが出現した時点における株主の皆様全員が当該新株予約権の交付を受けることができるようにする仕組みです。

この仕組みが存在することによって、当社取締役会は、大規模買付者グループについて情報の収集・検討等[5]を行い、株主の皆様に、大規模買付者グループが当社の経営に携わった場合の当社の経営方針や、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に与えうる影響等について説明することが可能となり、また、当社が代替案を提示する機会及びそのための時間を確保できることとなります。そして、かかる仕組みを利用して株主の皆様のために大規模買付者と交渉し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると判断された場合を除き、本信託型ライツ・プランを発動することとなります。他方、大規模買付者の側では、このような仕組みが存在することによって、当社取締役会に対して事前に買収提案を行い、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために当社取締役会と真摯に交渉するインセンティブを有することになります。

なお、買収提案がなされ、本信託型ライツ・プランを発動するか否かの判断の必要が生じた場合、当社から独立した社外取締役、社外監査役又は社外有識者等から構成される企業価値特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）が、客観的立場から、合理的判断に基づき当社取締役会に対して勧告を行う役割を担うこととなります。

---

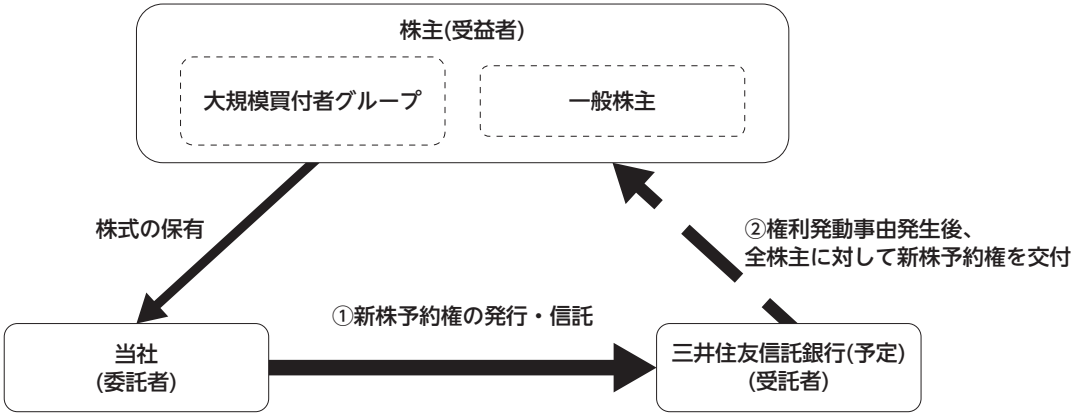
[5] 収集・検討等を行う情報としては、例えば、大規模買付者グループの概要、大規模買付け等の目的、内容及び方法並びに大規模買付け等の完了後に意図する当社の経営方針及び利害関係者への対応方針・処遇方針等が含まれますが、これらに限られません。

また、本信託型ライツ・プランが経営陣の自己保身に利用されることがないよう、下記（い）（2）にその詳細が記載されるとおり、①設定に際しての株主総会特別決議による承認、②合理的な客観的解除要件の設定、③新株予約権の無償取得可能性の確保（デッドハンド性の否定）、④ライツ・プラン運用ガイドライン（下記（い）（1）④に定義されます。以下同じ。）の採択、⑤独立社外者のみからなる特別委員会の設置、⑥第三者専門家の意見の取得、⑦有効期間の限定（３年間のサンセット条項の存在）及び⑧当社取締役の任期（１年）の維持（期差任期型取締役会の不存在）等の方策を講じることとしております。この点において、本信託型ライツ・プランは、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」上必要とされる、１）企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、２）事前開示・株主意思の原則及び３）必要性・相当性の原則といった各原則に則っており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により導入して2015年６月１日より適用を開始し、2018年６月１日に改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5．いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、さらに、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に関する事項（①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響及び④株主の権利の尊重）を遵守しており、高度な合理性を有しております。

（い）本信託型ライツ・プランの概要

（1）本信託型ライツ・プランの仕組み

当社が設定する本信託型ライツ・プランの仕組みの概要は、次のとおりです。



① 株主総会の決議

当社は、本総会において、新株予約権（第六回信託型ライツ・プラン新株予約権。以下、個々の新株予約権を個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）について募集事項の決定がなされた場合には、下記②記載のとおり設定される信託の受託者としての三井住友信託銀行株式会社（予定。以下「本信託銀行」といいます。）に対して、(a) 大規模買付者グループに属する者による本新株予約権の行使を認めない旨の条項及び (b) 当社が大規模買付者グループに属する者以外の者から本新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することができる旨の条項（取得条項）等を付した本新株予約権を、無償で発行いたします（本新株予約権の内容の詳細につきましては、本新株予約権の募集事項をご参照ください。）。

② 信託の利用

当社は、本新株予約権を発行する日に、本新株予約権を信託財産とする信託（以下「本信託」といいます。）を設定するために、本信託銀行との間で信託契約を締結します。信託契約の主な内容につきましては、別添１をご参照ください。

また、当社は、本総会において本新株予約権の本信託銀行に対する無償発行につき承認が得られた場合には、上記①記載のとおり、本総会の決議に基づき、本信託

の受託者となる本信託銀行に対して無償で本新株予約権を発行します。本信託銀行は、信託契約に従って本新株予約権を引き受け、その後当該本新株予約権を信託財産として、受益者のために管理します。そして、将来、大規模買付者グループが出現した場合には、受託者は、一定の手続に従って確定される本新株予約権の交付を受けるべき受益者に対して、信託契約及び法令等（会社法及び金融商品取引法、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに金融商品取引所規則等を総称したものをいいます。以下同じ。）によって要求される所定の手続を経た上で、本新株予約権を交付することになります。

③　本新株予約権の内容

本信託型ライツ・プランの設定に伴い発行される本新株予約権は、これを行使すると、１個当たり当社普通株式を原則として１株取得することができます。本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式１株当たりの額は、１円とします。

本新株予約権は、一定の者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日（会社法第238条第１項第４号に定義されます。）の前後を問わず、（ア）大量保有者グループ（脚注１に規定される大量保有者グループをいいます。）になったことを示す公表[6]が当社によってなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき、又は、（イ）公開買付者グループ（脚注１に規定される公開買付者グループをいいます。）による公開買付けの開始公告が行われたことを示す公表[7]が当社によってなされた日の翌日から起算して14日間が経過したとき（つまり、大規模買付者グループが生じた旨が当社によって公表された日の翌日から起算して14日間が経過したとき）（以下、上記（ア）又は（イ）に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点を「権利発動事由発生時点」といいます。）に限り、原則として、大規模買付者グループに属する者以外の者のみが、これを行使することができます[8]。なお、当社取締役会は、下記④にて後述するライツ・プラン運用ガイドラインに従い、上記（ア）又は（イ）に定める14日の期間を延長することにより、権利発動事由発生時点を先送りすることもできます。

ただし、本新株予約権は、ある者による当社株券等の大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、次の各号に規定する事由のいずれもが存在しない場合には、その全部につきこれを行使することができないものとされています。

6　本新株予約権の募集事項（9）１）において定義されます。
7　本新株予約権の募集事項（9）１）において定義されます。
8　その詳細は、本新株予約権の募集事項（9）１）をご参照ください。

1）当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社の経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益（当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとします。以下同じ。）を損なうことが明白であること

2）当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得することができないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

3）当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収（第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を第一段階の場合よりも不利に設定し、若しくは明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社の株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいいます。以下同じ。）等、それに応じることを当社の株主の皆様に事実上強要するものであること

4）当該大規模買付け等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みますがこれに限られません。）が、当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること

5）上記１）乃至４）のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがあること

さらに、上記１）乃至５）のいずれかの事由が存在する場合でも、本新株予約権を行使させることが当該事由との関係で相当でない場合や、当該大規模買付け等につき、以下の全ての条件が充足された場合には、本新株予約権は、その全部につきこれを行使することができないものとされています。

(A) 当社取締役会が提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在する場合

(B) 当該代替案が当社の支配権の移転（特定の者が当社の総株主の議決権の３分の１を超えて保有することとなる行為をいいます。）を伴う場合で、かつ、以下の（a）乃至（d）の４つの条件が全て満たされる場合

(a) 当該大規模買付け等が、当社が発行者である普通株式の全てを対象として現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されていること
(b) 当該大規模買付け等が、その目的やその完了後において予定されている又は想定される当社の経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でないこと
(c) 当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収等、それに応じることを当社の株主の皆様に事実上強要するものでないこと
(d) 当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないこと

なお、以上の各事由又は各場合に該当するか否か、また、以上の各条件が充足されるか否かについては、下記④記載のライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、下記④記載の特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されます。

上記に加え、当社は、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、大規模買付者グループに属する者以外の者から本新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することもできます。

また、当社は、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、以上述べたところに従い本新株予約権を行使することができない場合には、原則として全ての本新株予約権を無償で取得しなければならないものとされています。

さらに、当社は、当社取締役会が、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合や当社株主総会が、本新株予約権の全部を無償で取得すべき旨について、会社法第309条第1項所定の方法により決議した場合等、本新株予約権の募集事項（10）2）に規定される一定の場合に該当するときは、いつでも、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとされています。

なお、本新株予約権は、当社取締役会の承認を得なければ譲渡することができません。

その他本新株予約権の内容の詳細については、下記「(2) 本信託型ライツ・プランの合理性を高めるための仕組みについて」及び本新株予約権の募集事項をご参照ください。なお、本新株予約権の内容は、本信託型ライツ・プラン設定後の買収防

衛策に関する法令等の改正、裁判例、買収防衛策に関する議論の変化等を踏まえ変更が必要な場合には、本総会における本新株予約権の募集事項の決定に関する株主総会決議の趣旨の範囲内において、受益者代理人及び特別委員会の同意を得た上で、法令等で必要とされる手続に従って変更されることがあります。

当社は、大規模買付者グループが生じた事実、権利発動事由発生時点を先送りする場合における先送りの理由及び期間並びに本新株予約権の全部につきこれを行使することができない事由又は場合に該当するか否か等についての特別委員会による勧告を含む当社取締役会の判断その他の必要かつ適切と判断する事項については、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

④ ライツ・プラン運用ガイドライン及び特別委員会

当社においては、本信託型ライツ・プランの設定に際し、当該プランが当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上のために合理的に運用されることを確保するため、本総会で株主の皆様に本信託型ライツ・プランがご承認されることを条件に、概要、別添２に記載される内容を有するライツ・プラン運用ガイドライン（以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」といいます。）を当社取締役会の決議をもって採択することとしておりますが、本取締役会において、このライツ・プラン運用ガイドラインの運用に重要な役割を果たす特別委員会を設置することを決議いたしました。

特別委員会を構成する委員は、３名以上とし（ただし、本信託型ライツ・プラン設定時の員数は３名とします。）、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、概要、以下の条件を満たした者の中から選任されるものとし、就任に際しては、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結することが条件とされます。また、特別委員会の決定は、原則として、構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとされています。

1）現在又は過去において、当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社等」といいます。）の取締役（ただし、社外取締役を除きます。以下本④において同じ。）、又は監査役（ただし、社外監査役を除きます。以下本④において同じ。）となったことがない者

2）現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものでない者

3）当社等と現に取引のある主要取引金融機関（いわゆるメイン・バンク又は準メ

イン・バンク）において、現在又は過去に取締役又は監査役となったことがない者

4）①当社等の主要な取引先、②当社等の取締役又は監査役が、取締役又は監査役その他の役員を務める会社その他の組織（当社等を除きます。）、又は③当社等が多額の寄付をしている会社その他の組織において、現に取締役又は監査役その他の役員でない者

5）当社等との間に特別利害関係のない者

6）企業経営に関する一定以上の経験を有する者又は社外有識者等

本信託型ライツ・プラン設定時における特別委員会の委員には、本信託型ライツ・プランの設定に伴い、引き続き社外取締役として井上幸夫氏が、社外有識者として村田守弘公認会計士・税理士及び北村康央弁護士が、それぞれ就任する予定です（各委員の略歴につきましては、別添３をご参照ください。）。

特別委員会は、権利発動事由発生時点の先送りに関する決定、本新株予約権の権利発動事由の充足の有無、本新株予約権の取得の是非等について、ライツ・プラン運用ガイドラインに定める手続に従って決定を行い、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して最終的に決定を行うものとされています。

また、特別委員会は、大規模買付者により当社に対する買収提案がなされた場合、当該買収提案の内容について情報収集・検討等を行い、必要があれば当社代表取締役等をして当該大規模買付者と交渉させること等により、当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために改善されるよう努めます。また、特別委員会の判断が適切になされることを確保するため、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等を含みます。）の助言を得ることができるものとされています。

⑤　大規模買付者グループ出現後の対応

大規模買付け等が開始され、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインの規定に従って、本新株予約権を行使することができない場合に該当するか否か又は本新株予約権の取得の是非等について決定し、これを当社取締役会に対して勧告した場合には、当社取締役会はこの決定を最大限尊重して最終的な決定を行います。所定の期間内に、本新株予約権を無償取得する旨の当社取締役会の決議がなされた場

合には、受益者に対する本新株予約権の交付は行われません。さらに、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、特別委員会による勧告を最大限尊重して、本新株予約権の権利発動事由の発生時点を先送りすることもできます。先送りされた期間中は、受益者に対する本新株予約権の交付は行われません。

他方、大規模買付け等が開始された後、所定の期間内に当社取締役会による上記の決議がなされない場合には、原則として、本新株予約権の権利発動事由が発生し、その後一定の手続に従い最初に特定される全ての株主の皆様（大規模買付者グループを含み、自己株式の保有者としての当社を除きます。）が所定の手続を経た上で本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定され、本信託銀行からこれらの者に対して、本新株予約権の交付が行われます。ただし、上記③記載のとおり、大規模買付者グループに属する者は、原則として本新株予約権を行使できません。

本新株予約権の権利発動事由が発生したとき、本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定された株主の皆様は、信託契約の規定に従い、原則としてその保有する当社株式１株当たり１個の本新株予約権の交付を本信託銀行から受けた上、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式１株当たりの額である１円に、本新株予約権の行使により取得される当社普通株式の数を乗じた価額に相当する金銭を、払込取扱場所において払い込むとともに、本新株予約権の募集事項のとおり、当社所定の新株予約権行使請求書に、行使する本新株予約権の個数、対象となる株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、当社取締役会が別途本新株予約権の行使に関して提出を要請する書類（大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項等が記載された書面、関連法規上その時々において要求されるその他の書類等を含みます。）を添えて本新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより、本新株予約権を行使することができることとなります。

また、当社は、本新株予約権の権利発動事由が発生したとき、本新株予約権の交付を受けるべき受益者として確定された株主の皆様（大規模買付者グループに属する者を除きます。）の本新株予約権を、当社普通株式を対価として取得することができます。この場合、それらの株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受ける

ことになります（なお、この場合、それらの株主の皆様には、別途、ご自身が大規模買付者グループに属する者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽等が存した場合には、交付された当社普通株式の発行が無効であることを確認し、又は交付された当社普通株式を直ちに返還若しくは無償で当社に譲渡する等、交付された当社普通株式を当社の指示に従って取り扱う旨の文言を記載した文書、株式を交付する際の振替手続上必要な情報を記載した文書その他必要となる文書等をご提出いただくことがあります。）。ただし、大規模買付者グループに属する者の有する本新株予約権については、取得の対象となりません。

(2) 本信託型ライツ・プランの合理性を高めるための仕組みについて

本信託型ライツ・プランは、以下の仕組みを有することから、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則及び③必要性・相当性確保の原則）に則っており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により導入して2015年６月１日より適用を開始し、2018年６月１日に改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

また、本信託型ライツ・プランの設定に当たっては、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に関する事項（①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響及び④株主の権利の尊重）を遵守しております。即ち、①開示の十分性及び②透明性に十分配慮し、また、以下のとおり、④株主の権利に対しても慎重に配慮するものであります。また、本信託型ライツ・プランの設定にあたり、③流通市場に与える直接の具体的影響はないものと考えます。

① 設定に際しての株主総会特別決議による承認

米国のライツ・プランは、一般的に取締役会決議のみで導入されています。これに対し、当社が設定する本信託型ライツ・プランは、本新株予約権の発行に際し、本議案により、株主総会の特別決議を取得することを予定しております。

② 合理的な客観的解除要件の設定

前述のように、本新株予約権は、買収提案が当社の企業価値ひいては株主の皆様

共同の利益に資する場合には行使することができないように、客観的な条件が定められています。

本新株予約権の行使条件の充足の有無の判断等については、前述のとおり、特別委員会がライツ・プラン運用ガイドラインに定める手続に従ってこれを行い、当社取締役会は、かかる特別委員会の判断を最大限尊重して、当社としての最終決定を行うこととなります。

③ 新株予約権の無償取得可能性の確保（デッドハンド性の否定）

当社取締役会は、上記（1）③に従い本新株予約権を行使することができないと判断する場合には、本新株予約権の権利発動事由発生時点を先送り等しない限り、原則として当社が本新株予約権を無償にて取得することを決議しなければなりません。

これに加え、当社取締役会は、本新株予約権の募集事項（10）2）に規定される一定の場合には、いつでも当社が本新株予約権を取得することを決議することができるものとされています。いわゆる委任状勧誘合戦の結果、大規模買付者グループにより選任された取締役によって構成される当社取締役会であってもかかる権限を有するため、議決権行使を通じて株主の皆様の意思表示が反映されることが確保されているといえます。

以上から、本信託型ライツ・プランにおける本新株予約権は、米国でかつて存在した、いわゆるデッドハンド・ピル、スローハンド・ピル等といったライツ・プランとは全く異なるものです。

④ ライツ・プラン運用ガイドラインの採択

当社取締役会は、本新株予約権が合理的に利用されるために、有事の際の発動・維持・解除等に関する判断権者、手続、判断方法等を具体的に記載したライツ・プラン運用ガイドラインを、特別委員会の同意を得て当社取締役会において決議することとしております。

⑤ 独立社外者のみからなる特別委員会の設置

本信託型ライツ・プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のための濫用を防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会の判断の公正さを担保し、その恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。本信託型ライツ・プラン設定時の特別委員会は、社外取締役１名及び社外有識者２名のみにより構成され、今後も独立社外者のみから構成されるもの

としています。特別委員会は、具体的には、株主の皆様に代わり、株主の皆様のために、情報の収集や買収提案の検討を行い、当社取締役会等に対して大規模買付者との交渉を指示し、本信託型ライツ・プランの発動に関して、本新株予約権の権利発動事由発生時点の先送り及び本新株予約権の無償取得の是非等に関する決定を行い、当社取締役会に勧告する役割等を果たします。

⑥ 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者グループが出現した場合又は出現のおそれがあると合理的に認められる場合、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等を含みます。）の助言を受けることができるとされています。

⑦ 有効期間の限定（３年間のサンセット条項の存在）

本新株予約権の行使期間は原則として2024年６月30日までの３年間とされており、かかる３年経過後において信託型ライツ・プランを設定する場合には、再度株主総会の特別決議を経ることが予定されています。

⑧ 当社取締役の任期（１年）の維持（期差任期型取締役会の不存在）

米国の多くの企業においては、取締役を三つのグループに分け、その任期をずらす期差任期型取締役会をライツ・プランと併用することにより、ライツ・プランに非常に高い防衛効果を付与しています。これに対し、当社は、当社取締役の任期を１年としており、期差任期型取締役会を有しておらず、当社は、本信託型ライツ・プランの設定後も、この状態を維持することとしております。

また、会社法第341条により、当社取締役を株主総会の過半数の決議で解任することもできます。当社取締役会としては、株主の皆様が、毎年、株主総会における議決権の行使による当社取締役の選解任を通じ、本信託型ライツ・プランの是非についてご判断されることが適切であると考えております。

（う）本信託型ライツ・プランが株主の皆様に与える影響等

（1）本信託型ライツ・プランの設定時

本信託型ライツ・プランの設定時においては、株主の皆様の権利又は利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

（2）本信託型ライツ・プランの発動時

本信託型ライツ・プラン発動時においては、当社取締役会は、本新株予約権の交付を

受けられる株主の皆様を特定するために基準日を設定し、又は当社から振替機関に対して、当社が定める一定の日における株主の皆様の通知を請求することによって、本新株予約権が交付される株主の皆様を特定いたします。そして、基準日又は当該当社が定める一定の日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、信託契約及び法令等に従った手続を行っていただくことを前提に、その所有する普通株式の数に応じて本新株予約権が交付されます。なお、受益者たる株主の皆様へ本新株予約権を交付するに際しては、法令等に基づく本人確認手続等が必要となります。

以上の手続により株主の皆様に対して本新株予約権が交付された場合には、①本新株予約権の募集事項に規定される行使条件に基づき、株主の皆様のご判断によって本新株予約権を行使していただくことにより、当社が、本新株予約権を行使された株主の皆様に対して当社普通株式を交付するか、又は、②本新株予約権の募集事項に規定される取得条項に基づき、当社が、株主の皆様から本新株予約権を取得し、その取得の対価として株主の皆様に対して当社普通株式を交付いたします。

① 本新株予約権の行使に対して当社普通株式を交付する場合

株主の皆様においては、原則として、1個の本新株予約権につき1円を払込取扱場所において払い込むとともに、当社所定の本新株予約権行使請求書等を提出することにより、原則として、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることになります。仮に、株主の皆様が、こうした金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経ず、かつ、その後当社が下記②の方法によって本新株予約権を取得しなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社普通株式が希薄化することになります。一方で、大規模買付者グループに属する者は本新株予約権を行使することができない結果、その保有する当社普通株式について議決権割合が低下することになります。

② 本新株予約権の取得と引き換えに当社普通株式を交付する場合

当社が本新株予約権の募集事項に規定される取得条項に基づき、本新株予約権を取得する際の手続としては、当社は、特別委員会の勧告を受けた当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権が株主の皆様に交付された後の一定の日をもって、株主の皆様の所有に係る本新株予約権を取得し、その取得の対価として当社普通株式1株を交付いたします。

これらの手続による場合には、株主の皆様から、振替手続により当社普通株式を交付するために必要な情報等を当社に提供していただく場合があります。

なお、大規模買付者グループに属する者は、他の株主の皆様に対してのみ当社普通株式が交付されることとなる結果、その保有する当社普通株式について議決権割合が低下することになります。

(3) 本新株予約権の無償取得時

上記（い）(1) ③記載のとおり、当社は、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、本新株予約権を行使することができない場合には、原則として全ての本新株予約権を無償で取得しなければならないものとされています。加えて、当社は、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合等、本新株予約権の募集事項に規定される一定の場合に該当し、全ての本新株予約権を無償で取得することが適切であると判断するときは、当社取締役会の決議により、いつでも、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとされています。

この場合、株主の皆様が保有する当社普通株式が希薄化されないこととなり、また当社普通株式の価格が変動するおそれがあります。

以上より、当社は、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」をはじめ、経済産業省に設置された企業価値研究会が、2008年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により導入して2015年６月１日より適用を開始し、2018年６月１日に改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」、東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に関する事項、その他各方面において進められているいわゆる敵対的買収に対する防衛策の検討動向及びその内容を勘案し、また、弁護士、公認会計士、税理士、フィナンシャル・アドバイザー及び信託銀行等の第三者の見解を踏まえ、導入の当否及びその内容も含めて、真摯に検討を重ねてまいりました結果、現時点において、本信託型ライツ・プランが現行法制度のもとで導入し得る最も有効な選択肢であり、第五回信託型ライツ・プランに引き続き、本信託型ライツ・プランを設定することが、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために最も望ましい方策であると判断するに至りました。

そこで当社は、このように当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために最も望ましい方策である本信託型ライツ・プラン設定のため、本信託銀行に対して、本新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

2. 本新株予約権の募集事項

(1) 申込期日
2021年６月28日

(2) 割当日（会社法第238条第１項第４号に定義される。）
2021年６月28日

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

１）本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。

２）本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下、当社普通株式の発行又はこれに代わる当社の有する当社普通株式の移転を当社普通株式の「交付」という。）する数の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記３）又は４）により対象株式数（下記３）に定義される。）が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

３）各本新株予約権の行使により当社普通株式を交付する数（以下「対象株式数」という。）は、本新株予約権１個当たり１株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる１株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映した上で、調整後対象株式数を算出するものとする。

４）上記３）の対象株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。

① 資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために対象株式数の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、対象株式数の調整を必要とするとき。

(4) 本新株予約権の総数
25,000,000個

(5) 各本新株予約権の払込価額
　無償とする。
(6) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
　各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当社普通株式１株当たりの額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じた価額とする。行使価額は１円とする。
(7) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の払込取扱銀行及び払込取扱場所(予定)
三井住友信託銀行株式会社
本店営業部
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
(8) 本新株予約権の行使期間
　2021年７月１日から2024年６月30日（ただし、2024年６月30日以前に権利発動事由（下記（9） 1）に定義される。）が発生した場合には、当該権利発動事由が発生した日から６ヶ月間を経過した日）までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

(9) 本新株予約権の行使の条件

1）下記①乃至⑤に記載される者を除く一又は複数の者が、本新株予約権の割当日の前後を問わず、

（ア）当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に定義される。以下本（ア）において同じ。）の保有者（同法第27条の23第１項の保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含む。以下「保有者」という。）及びその共同保有者（同法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。また、保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに保有者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、共同保有者とみなす。）であって、15％を超える議決権割合[9]を有する者（当社取締役会が、別途定めるライツ・プラン運用ガイドライン（以下「ライツ・プラン運用ガイドライン」という。）に規定される企業価値特別委員会（以下「特別委員会」という。）の意見を徴した上で、当社が発行者である株券等について15％を超える議決権割合を有する保有者及び共同保有者であると相当の根拠に基づき合理的に認めた者を含み、以下、これらの者を総称して「大量保有者グループ」という。）になったことを示す公表（ある者が大量保有者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が大量保有者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が大量保有者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。）が全てなされた日の翌日から起算して14日間（ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。）が経過したとき（当該期間中に当該大量保有者グループ全体の所有に係る議決権割合が15％以下となったことが明らかになった場合及び当該大量保有者グループを形成する大規模買付者（後に定義される。）が下記⑤に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。）、

[9] 議決権割合とは、(i) 当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に定義される。）の保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第４項に定義される。）又は (ii) 当社が発行者である株券等（同法第27条の23第１項に定義される。）の公開買付けに係る公開買付者（下記（イ）に定義される。）及び特別関係者（下記（イ）に定義される。）の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に定義される。）の合計をいう。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定される。）及び総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定される。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとする。以下同じ。

又は、

（イ）当社が発行者である株券等（同法第27条の２第１項に定義される。以下本（イ）において同じ。）について、公開買付け（同法第27条の２第６項に定義される公開買付けであって、同法第27条の２第１項に規定する買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項で定める場合を含む。）に係る株券等の議決権割合が、その者の特別関係者（同法第27条の２第７項に定義される。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除く。また、その者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びにその者の公開買付代理人及び主幹事証券会社は、特別関係者とみなす。以下本(イ)において同じ。）の議決権割合と合計して15％を超える場合に限る。以下同じ。）（また、以下、上記公開買付けを行う者を「公開買付者」といい、公開買付者と上記特別関係者を総称して「公開買付者グループ」という。）の開始公告を行ったことを示す公表（ある者が公開買付者グループに属する者となったことを当社取締役会が認識した後遅滞なく、当社取締役会の決議に基づき、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める開示の方法に従い、当社取締役会が、ある者が公開買付者グループに属する者となったことを認識した旨を開示し、かつ、当社ホームページ上に掲載した上で、当社定款所定の公告方法に従い、ある者が公開買付者グループに属する者となった旨の公告を行ったことをいうものとする。）が全てなされた日の翌日から起算して14日間（ただし、当社取締役会は、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、かかる期間を延長することができる。）が経過したとき（当該期間中に当該公開買付けが撤回された場合及び当該公開買付けを行った者が下記⑤に定める者であると当社取締役会が認めた場合を除く。）（以下、上記（ア）又は（イ）に定める事由をそれぞれ「権利発動事由」といい、権利発動事由が発生した時点をそれぞれ「権利発動事由発生時点」という。）

以降に限り、大量保有者グループ又は公開買付者グループ（これらを総称して、以下「大規模買付者グループ」という。）に属する者以外の者のみが、下記（14）及び（15）に定めるところにより、本新株予約権を行使することができる。なお、大規模買付者グループには、(i) これらのグループに属する者から本新株予約権を当社取締役会の承認

を得ることなく譲り受け又は承継した者、(ii) これらのグループに属する者又は上記(i) に該当する者の関連者（実質的にその者が支配する者又はその者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者をいう。）及び（iii）これらのグループに属する者又は上記（i）若しくは（ii）に該当する者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が相当の根拠に基づき合理的に認めた者（当社取締役会が行う、上記（ii）及び（iii）に該当する者か否かの認定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引又は契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係の形成の有無や、大規模買付者グループに属する者又は上記（i）に該当する者及び上記（ii）又は（iii）に該当するか否か判断の対象となっている者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。）も含まれるものとする。

また、大量保有者グループを形成する保有者及び公開買付者グループを形成する公開買付者を総称して「大規模買付者」といい、大規模買付者による当社株券等[10]の議決権割合が15%を超える結果となる当社株券等の取得等及び当社取締役会が取得等と認める行為を総称して「大規模買付け等」という。

① 当社又は当社の子会社

② 当社を支配する意図なく大規模買付者となった者である旨、当社取締役会が認めた者であって、かつ、大規模買付者になった後14日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより大規模買付者ではなくなった者

③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく大規模買付者になった者である旨、当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

④ 当社を委託者とする信託の受託者として本新株予約権をその発行時に取得し、保有している者、又はかかる者から当該信託の受託者としての地位を承継した者（当該信託の受託者としての当該者に限り、以下「受託者」という。）

[10] 以下、場合に応じ金融商品取引法第27の23第１項に規定される株券等又は同法第27条の２第１項に規定される株券等をいう。

⑤　上記①から④までに掲げる者のほか、当社取締役会が、ライツ・プラン運用ガイドラインに従い、その者による当社の株券等の取得又は保有が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると認めた者（一定の条件の下に当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の確保又は向上に資すると当社取締役会が認めた場合には、当該一定の条件が継続して満たされている場合に限る。）

2）上記１）にかかわらず、ある者による大規模買付け等に関し権利発動事由が生じた場合において、当該大規模買付け等につき、(i) 次の各号に規定する事由（以下「脅威」という。）がいずれも存しない場合、又は (ii) 一若しくは複数の脅威が存するにもかかわらず、本新株予約権の行使を認めることが当該脅威との関係で相当でない場合には、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権を行使することができない。なお、上記 (i) 又は (ii) の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。

①　当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社の経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益（当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の利益も勘案されるものとする。以下同じ。）を損なうことが明白であること

②　当社取締役会が当該大規模買付け等について十分な情報を取得することができないこと、又はこれを取得した後、当該大規模買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間が存しないこと

③　当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収（第一段階の買付けで株券等の全てを買付けられない場合における第二段階の買付けの条件を第一段階の場合よりも不利に設定し、若しくは明確にせず、又は上場廃止等による将来の株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような方法で株券等の買付けを行い、当社の株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するものをいう。以下同じ。）等、それに応じることを当社の株主の皆様に事実上強要するものであること

④　当該大規模買付け等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性、完了後における当社の取引先、従業員等の当社に係る利害関係者の処

遇方針等を含むがこれに限られない。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適切であること

⑤ 上記①乃至④のほか、当該大規模買付け等又はこれに係る取引について、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがあること

3）上記2）のほか、ある者による大規模買付け等に関して権利発動事由が生じた場合において、当社取締役会の提示又は賛同する、当該大規模買付け等とは別の代替案が存在し、当該代替案が当社に係る支配権の移転（特定の者が当社の総株主の議決権の3分の1を超えて保有することとなる行為をいう。）を伴う場合であって、(i) 当該大規模買付け等が、当社が発行者である普通株式全てを対象として現金により買付ける旨の公開買付けのみにより実施されており、(ii) 当該大規模買付け等が、その目的やその完了後に予定されている又は想定される当社の経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を損なうことが明白でなく、(iii) 当該大規模買付け等に係る取引の仕組みが、いわゆる二段階買収等、それに応じることを当社の株主の皆様に事実上強要するものでなく、及び (iv) 当該大規模買付け等又はこれに係る取引が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化を妨げる重大なおそれがないものであるとの条件をいずれも満たした場合には、本新株予約権は行使することができない。なお、上記の場合に該当するか否かについては、ライツ・プラン運用ガイドラインに定められる手続に従い、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会により判断されるものとする。

4）上記2）及び3）のほか、適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、(i) 所定の手続の履行若しくは (ii) 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は (iii) その双方（以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社において履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務は負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

5）受託者は、受託者の地位に基づいて本新株予約権を行使することができない。なお、受託者たる信託銀行又は信託会社が、固有勘定又は上記１）④に規定する信託以外の信託に係る信託勘定によって保有する本新株予約権を行使することを妨げるものではない。

6）本新株予約権者が、上記１）から５）までの規定に従い本新株予約権を行使できない場合であっても、当社は、当該本新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

（10）本新株予約権の取得事由及び条件

1）当社は、権利発動事由発生時点以降、上記（8）所定の本新株予約権の行使期間が満了する時までの間、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき別途定める日において、上記（9）に従い本新株予約権を行使することができる者及び上記（9）４）により本新株予約権を行使することができない者（上記（9）２）、３）又は５）の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。）から、当該者の有する本新株予約権を取得し、それらの者に対し、その対価として、当社普通株式を交付することができる。

2）上記１）のほか、当社は、次の各号所定のいずれかの事由に該当する場合には、いつでも、当社取締役会の定める日（ただし、以下の⑤又は⑥の決議があった場合には、当該決議があった日の翌日から起算して３営業日が経過した日）において、本新株予約権の全部を無償で取得する。

① 権利発動事由が生じた場合であって、上記（9）２）又は３）に従い本新株予約権の全部を行使することができない場合

② 当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を最大化するために必要であると認めた場合

③ 当社取締役会が本新株予約権を発行する目的を達成するための新たな制度の導入に際して必要があると認めた場合

④ 上記①乃至③のほか、当社取締役会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

⑤ 特別委員会が本新株予約権の全部を無償で取得することが適切であると判断し、その旨決議した場合

⑥ 当社株主総会が、本新株予約権の全部を無償で取得すべき旨について、会社法第309条第１項所定の方法により決議した場合

(11) 取得の対価として交付される株式の種類及び数

1）上記（10）に従った本新株予約権の取得の対価として交付される株式の種類は、当社普通株式とする。

2）上記（10）に従った本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の総数は、25,000,000株とする。ただし、下記３）又は４）により交付株式数（下記３）に定義される。）が調整される場合には、当該調整後の交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

3）各本新株予約権の取得の対価として交付される当社普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、１株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後交付株式数＝調整前交付株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる１株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後に生じた交付株式数の調整事由に基づく交付株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前交付株式数に適切に反映した上で、調整後交付株式数を算出するものとする。

4）上記３）の交付株式数の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な調整を行う。

① 資本金の額の減少、新設分割、吸収分割、合併又は株式交換のために交付株式数の調整を必要とするとき

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により、交付株式数の調整を必要とするとき

(12) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転時における、本新株予約権に代わる新株予約権の交付に関する事項

当社が次の１）から５）までに掲げる行為（以下「合併等」という。）を行う場合は、当社は、当該1)から５）までに定める株式会社(以下「存続株式会社等」という。）をして、下記①乃至⑤の各号の定めに従い、本新株予約権者に対し、当該時点において行使又は取得されていない本新株予約権に代わる新株予約権を交付させることができる。ただし、当該交付に関し、下記①乃至⑤の各号の決定方針に沿う記載のある当該１）から５）までに定める契約又は計画につき当社株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

1）合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社：吸収合併契約又は新設合併契約
2）吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社：吸収分割契約
3）新設分割
新設分割により設立する株式会社：新設分割計画
4）株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社：株式交換契約
5）株式移転
株式移転により設立する株式会社：株式移転計画

① 新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の種類
存続株式会社等の普通株式

② 新株予約権の目的となる存続株式会社等の株式の数
合併等の条件等を勘案の上、目的となる存続株式会社等の株式の数につき合理的な調整を加える。調整後の１株未満の端数は切り捨てる。

③ 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
合併等の条件等を勘案の上、行使価額につき合理的な調整を加える。調整後の１円未満の端数は切り上げる。

④ 承継された新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、取得事由等
上記（8）乃至（11）等に準じて、合併等に際して当社取締役会が決定する。

⑤ 存続株式会社等による譲渡承認について
新株予約権の譲渡については、存続株式会社等の取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、上記（9）4）の規定により本新株予約権を行使することができない者（上記（9）2）、3）又は5）の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。）であるときは、存続株式会社等の取締役会は、下記（16）①乃至④の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

（13）本新株予約権の行使により新株を発行する場合における、増加する資本金の額及び資本準備金の額

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における、増加する資本金の

額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額全額とし、資本準備金は増加しないものとする。

(14) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所において払い込むとともに、当社所定の新株予約権行使請求書に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印した上、必要に応じて別途定める本新株予約権行使に要する書類（当該本新株予約権者が大規模買付者グループに属する者に該当せず、かかるいずれかの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項が記載された書面を含む。）並びに会社法、金融商品取引法その他の法令及びその関連法規（日本証券業協会及び本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）の下でその時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を添えて、本新株予約権の行使場所又は自らの口座を開設する口座管理機関に提出することにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各本新株予約権を個別に行使することができるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数とを新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

(15) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記（14）の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が本新株予約権の行使場所に到着した時（ただし、権利発動事由発生時点以降においては、かかる到着した時又は当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき定めた一定の時で公表されたもののいずれか遅い時）とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(16) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。なお、譲渡人が、適用ある外国の法令の管轄地域に所在する者であり、上記（9）4）の規定により本新株予約権を行使することができない者（上記（9）2）、3）又は5）の規定により本新株予約権を行使することができない者を除く。）であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定する。

① 本新株予約権の全部又は一部の譲渡に関し、譲受人が作成し署名又は記名押印した確認書（下記②乃至④についての表明・保証条項及び補償条項を含む。）が譲渡人によって提出されていること
② 譲渡人及び譲受人が大規模買付者グループに属する者でないこと
③ 譲受人が当該管轄地域に所在せず、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないこと
④ 譲受人が上記②及び③に定めるいずれかの者のために譲り受けようとしている者でないこと

(17) 本新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しない。

(18) 割当先（予定）

三井住友信託銀行株式会社

(19) 法令の改正等による修正

本新株予約権発行後、法令又は関連する金融商品取引所の規則若しくはガイドラインの新たな制定又は改廃により、上記各項に定める条項又は用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。ただし、当社取締役会が別途定める場合はこの限りではない。

以　上

（別添１）　信託契約の主な内容

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社（予定）
受益者	将来買収者が出現した後に、一定の手続により特定される当社の全株主（買収者を含み、自己株式の所有者としての当社は除く。）
受益者代理人	受益者代理人を置くものとする。
信託契約締結日	2021年６月28日（予定）
信託契約の期間	信託契約締結日から新株予約権全部の無償取得時又は新株予約権行使期間終了時までの期間
信託目的	新株予約権を管理し、信託財産交付事由が生じた場合には、信託契約に従い新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とする。
信託財産	新株予約権　25,000,000個
信託財産交付事由	本新株予約権の募集事項（9）１）に規定される権利発動事由が発生し、かつ、新株予約権の受益者への交付につき委託者の取締役会による承認決議が行われたこと。
信託財産の交付	受託者は所定の手続を経た上で、受益者に対してその保有する当社普通株式１株当たり１個の新株予約権を交付する。
信託報酬	委託者負担
信託の計算	計算期日は信託契約に定める所定の日及び信託終了日
報告	受益者代理人及び委託者宛
最終計算承認	受益者代理人及び委託者

以　上

（別添２）　ライツ・プラン運用ガイドラインの概要

・　企業価値特別委員会（以下、本別添２において「特別委員会」という。）は当社取締役会の決議により設置される。
・　特別委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、概要、以下の条件を満たした者の中から選任されるものとし、就任に際して、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結した者でなければならない。
　(a) 現在又は過去において、当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（ただし、社外取締役を除く。以下同じ。）、又は監査役（ただし、社外監査役を除く。以下同じ。）となったことがない者
　(b) 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものでない者
　(c) 当社等と現に取引のある主要取引金融機関（いわゆるメイン・バンク又は準メイン・バンク）において、現在又は過去に取締役又は監査役となったことがない者
　(d) ①当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先、②当社等の取締役又は監査役が、取締役又は監査役その他の役員を務める会社その他の組織（当社等を除く）、又は③当社等が多額の寄付をしている会社その他の組織において、現に取締役又は監査役その他の役員でない者
　(e) 当社等との間に特別利害関係のない者
　(f) 企業経営に関する一定以上の経験を有する者又は社外有識者等
・　特別委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
　(a) 本新株予約権の募集事項（9）１）に規定される権利発動事由発生時点の先送りに関する決定
　(b) 本新株予約権の募集事項（9）１）に規定される大規模買付者グループに属する者であるか否かの認定に関する決定

(c) 上記（b）を除く本新株予約権の募集事項（9） 1）に規定する者に該当する者であるか否かの認定に関する決定
(d) 本新株予約権の募集事項（9） 1）、（9） 2）に従い本新株予約権を行使することができない場合であるか否かの決定
(e) 本新株予約権の募集事項（10）に従った当該要項所定の本新株予約権の取得の是非に関する決定
(f) その他本新株予約権の募集事項において特別委員会の勧告を要するものとされている事項のうち、当社取締役会が特別委員会に判断を委ねた事項
(g) その他当社取締役会の判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に判断を委ねた事項

・ 特別委員会は、上記各決定に際しては、大規模買付者により当社に対して当社株券等の大規模買付け等（本新株予約権の募集事項（9） 1）に規定される大規模買付け等をいう。）に関する提案（以下「買収提案」といいます。）がなされた場合、当該買収提案の内容について情報収集・検討等を行い、必要があれば当社代表取締役等をして当該大規模買付者と交渉させること等により、当該買収提案が当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益の最大化のために改善されるよう努める。
・ 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士等を含む。）の助言を得ること等ができる。
・ 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以　上

（別添３）　特別委員会委員略歴

＜社外取締役＞

井上　幸夫（いのうえ・ゆきお）

【略歴】

1977年４月	富士写真フイルム㈱入社
2006年６月	富士写真フイルム㈱総務部長
2009年８月	富士フイルムビジネスエキスパート㈱取締役
2014年２月	㈲オフィスアーク代表取締役（現任）
2014年６月	当社社外取締役（現任）

＜社外有識者＞

村田　守弘（むらた・もりひろ）

【略歴】

1970年12月	アーサーヤング東京事務所入所
1974年11月	公認会計士登録
1994年12月	東京青山法律事務所入所
1998年10月	アーサーアンダーセン税務事務所入所、翌年代表就任
2002年７月	朝日KPMG税理士法人設立、同代表就任
2004年１月	KPMG税理士法人設立、同代表社員就任
2006年４月	村田守弘会計事務所代表（現任）
2011年６月	カゴメ㈱社外監査役
2012年３月	住友ゴム工業㈱社外監査役（現任）
2016年３月	カゴメ㈱社外取締役監査等委員
2016年３月	コクヨ㈱社外監査役

北村　康央（きたむら・やすお）

【略歴】

1988年４月	㈱日本興業銀行（現㈱みずほ銀行）入行
1996年４月	弁護士登録（東京弁護士会）
2001年２月	米国ニューヨーク州弁護士登録
2007年10月	北村・平賀法律事務所設立、同事務所パートナー（現任）
2015年３月	東亞合成㈱社外監査役
2016年３月	東亞合成㈱社外取締役監査等委員
2018年12月	AIメカテック㈱社外監査役（現任）
2019年３月	東亞合成㈱社外取締役
2019年６月	㈱ジーテクト社外監査役（現任）
2020年12月	㈱LITALICO取締役監査等委員（現任）

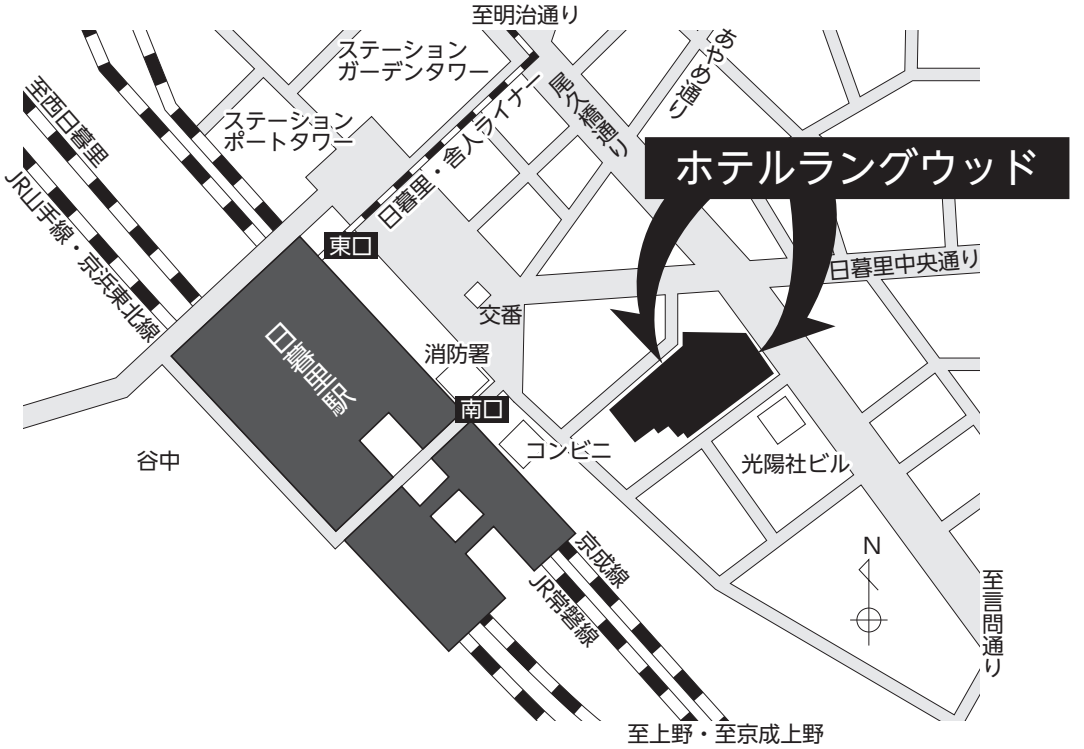
以　上

[メ　モ　欄]

株主総会会場のご案内

会場：〒116－0014　東京都荒川区東日暮里５丁目50番５号
　　ホテルラングウッド　２階「鳳凰」
電話：03-3803-1234（代）

開催場所が前回と異なります。ご注意ください。



最寄駅：ＪＲ日暮里駅、京成日暮里駅、日暮里・舎人ライナー日暮里駅から徒歩３分
※駐車場の収容台数には限りがございますので、電車等の交通機関をご利用ください。